



發達史

第二輯

第三期岡部時代の岸和田

徳川時代の寛永年間から其の末期迄

宣勝遷封當時の岸和田

岡部氏岸和田轉封入城の使命的理由

岡部岸和田藩祖と同氏中興の三代

岡部岸和田藩の施政方針と其内容一般

官勝轉封當時の岸和田

顧みれば、吾が岸和田、もと岸の地と云

つた當岸和田を、岸城並に岸和田城を中心として、辿り得る處の有史は六百年である、六百年といへば三字なるも相當に長い年月

である、其の間前半は殆ど渾沌時代であつた、……と云ふとあまりにナサケナき過ぎる文句だが、實際に古記録がないものだからわかりにくい結果遂に斯う云ひたくなる。

漸く豊臣に入つて此の方、三百四五十年以來のは記録も多く、今日ではこれ等の史料は既に多くの刊行物として發表されてゐる通りであるから、それ等を拾ひ蒐めて茲に組み立て、見れば、第一に岸和田城は、豊臣時代から徳川時代の初期にかけて城主とし

て在住した、小出氏三代の中、初代である播磨守秀政の時代に始めて殆ど完全に築き上げられた、尤も築城法は國崩しと云つた銃砲の傳來以降に急速の進歩を來したものだといふから、他地方の一般諸城も見事に築き上げられた年代は之れと大同小差であつたに相違ない、之れが竣工したのは年代で云へば慶長二年（或は三年とも云ふ）だから、現に桑山修理太夫重晴の築いたお隣の和歌山城とは僅かに數年の差違に過ぎない。

かくて小出三代の後を享けて、城主となつて來たのは松平氏である、此の時代には、更に城門や外廓を増築建設し、城下は町家も建て並べられて一新した面目を見せそめた。

然して世は既に徳川の天下となつて最早數年、人心も次第に平穩安定に進んで來てゐる、久しく人道無視兵火混亂の渦に捲き込まれ、餘波に脅され、荒され、壓迫されつゝ遂に伸びんとする氣力を培はれなかつた農工商も漸く順調に芽ばえんとして、岸和田城下なる一輪廓内も目を追ふて愈々繁昌に向つたのであつた、當時吾が岸和田市の前身たる此の城下に幾何の人口を包容してゐたつたらうかは詳でないが、兎に角小藩と雖も、所領六萬石の城下だから、家中だけでも壹千人程の中少なくとも六七百人は下らなかつたらうし、其の他一般町人をも加へたなら彼れ是れ壹千人程の人口ではなかつたらうかと想像される。

康重の卒したのは、寛永十七年六月二十七日、其の子康映が其

の跡を繼いで間もない同年九月には石見國濱田城轉封され、同月十一日替つて入城したのは、岸和田岡部藩祖泉光院可堅公宣勝であつた。

岡部氏岸和田轉封入城の使命的理由

吾が岸和田藩の領域南端は紀州

藩の領邑に隣接してゐた。

紀州藩といへば、徳川三家の一である徳川頼宣が此處に封じられて以來、親藩として、難攻の要害和歌山城に蟠居して所領五十萬石を抱擁する全國諸侯中の雄藩であつた、而して此の當時の同藩侯は未だ彼の藩祖南龍公頼宣の時代である、南龍公といへば時の將軍家光の叔父に當り二代將軍秀忠の弟で、同藩累代中の明君であり、隨分野心家であるとして目された程の利ヶ者であつただけ、若しや將軍職を覘ひ或は宗家を乗り取らんとするの野望の企てであるにあらざるかと睨まれて、幕府の臺帳中赤星付の一人で、諸大名中の注意藩侯の一として、幕府から警戒されてゐた。

時の將軍家光は夙にこゝに留意する處があり、これが隠然たる監視を使命として、隣接地帯に位置する、岸和田藩に据えしむべく、諸藩中から——と云ふよりも譜代中から最も信任すべく然も才武兼有の適材をと物色した結果、適任として拔擢選定されたのが、吾が泉光院可堅公宣勝であつた、これが即ち岡部氏轉封入城の使命的理由である。

徳川幕府に對する、岡部氏は三河譜代ではなく、正綱以來の所

謂駿河譜代ではあるが、三河純譜代と同等の信任待遇を受けた、尙長盛の時代から將軍家とは縁戚關係が生じてゐる、即ち宣勝の母洞仙院は家康の養妹である、之れについて岸和田藩志には次の如うに見えてゐる。

長盛公に至つては、徳川氏の信用益々厚く、天正十六年功臣八人の中に特選せられて敍任の榮を受け、更に家康より偏諱を賜りて、諱を康綱と改められ、又源姓を賜りしが、同十八年終に家康の養妹を妻にさるゝに及び、徳川氏と姻戚の間となるに至れり、抑々松平因幡守康元は、家康に對して異父弟に當る人として、母は即ち傳通院、初め岡三郎廣忠に嫁し家康を擧げたる後離別して、久松佐渡守に再嫁し、康元等三子を儲しなるが、傳通院後に康元の長女を養ひ家康の妹となす、是れ即ち洞泉(?)院なり、洞仙(?)院宣勝公を儲く。

と、それに宣勝性來豪邁に加ふるに頗る機智に富んでゐた。

斯うした彼の家柄と性格とは、將軍の家光から特に寵愛を受け其の信任を厚からしめた、結果はこゝに拔擢されることゝなり、然して重大使命を裏面に荷負ふて吾が岸和田に入城したものであつた。

時に流石は紀州南龍、早くも此の間の消息を感知してゐた、斯くて間のない事或時、可堅岸和田に入城して以來初めて南龍に相會した折のこと、南龍可堅に向つて「岡部此の度の役目は御苦勞

である」とからかひ半分に皮肉つた、可堅聊かギクリと胸にこたへはしたが、之れも當代の豪傑だ、負けず氣に於ては人後に落ちない方、直ちに「イヤ吾が小藩を以て、大雄藩の公に對して、何程の事かありませうや、然りと雖も岡部がこゝに控へてゐることにより、公に取つて少なくとも其の足の裏に飯粒が附着した程の感じは與へてゐる筈だ」と應戰した……南龍も苦笑……何れも當代の



岡部可堅
岸和田藩祖
和勝公

——英雄に豪傑——

其の皮肉舌戰——傳へて可堅の飯粒論といふ、これ岡部傳來の無形の寶物である。

岸和田岡部藩祖と岡氏中興の三代

岸和田藩と云へば直ちに岡部岸和田藩のみを思はせる、岡部氏以前の岸和田、——岸和田城——

それは何人によつて守治せられ、如何なる状態にあつたか、などは特に之れを知るの必要を感じた一部人を除く他はそれ等の頭から殆ど忘れしむるまでに長い間、其の間約三百年の久しきに涉つて民治に勸業に其の他各方面の開発に力を致し、今日の岸和田あらしむべき道程を作つた、藩侯累代十三世不易の基礎を周到堅

固に築き上げたのは、可堅公美濃守宣勝である。

岡部氏、姓は藤原——藤原武智磨の流れである、岡部稱を名乗り初めたのは、武智磨十五世清綱からで、これ宣勝から十七代祖である。

清綱居を駿河國信太郡岡邊の郷に構へてこゝに住んだ關係上初めて族を岡邊と稱した、爾來岡邊氏と更稱し來つたのであるが、其の後岡部の字に改め用ひられるやうになつたのは何時の頃からかは詳かでない。

宣勝は慶長二年に江戸藩邸に於て生れた、それは父君長盛が未だ知行一萬二千石の下總山崎城主時代であつた、それから同十四年十二月二十八日歳十三歳にして從五位下に叙し美濃守に任ぜられた、同十九年十一月大阪冬の陣には父に從つて天満口寄手の軍を進めて戦功あり又翌元和元年には父と共に丹波の一揆を討伐した。

下段
宣勝の機智

斯くて寛永九年十一月二日父君長盛卒するに及び年三十六にして其の跡を繼いで所領五萬千二百石の美濃大垣の城主となつたが翌十年三月十九日播州龍野に轉封され更に同十三年六月二十三日にはまた攝津高槻城に移されて所領は從前の通り五萬千二百石であつたが、同十七年七月九日に至つて吾が岸和田に遷封さるべき任命を受け、同年九月十一日彼の松平周防守と入替つて、こゝに入城したのであつた、時に公年四十四才、所領は加増せられて六

萬となつた（然れども次代行隆に至つて寛文元年内五千石を弟主税介高成に同二千石を阿波守豊明にそれ〴〵分知したから、其の後實收は五萬三千石の高となつて來た）

此の時特に將軍家光からの上意は次の如くであつた。

岸和田は場所柄に候故、内縁も之ある家柄を以て差置候、幼年にさへ無之候へば永く岸和田に可差置間其段心得べく候

寛永十七年七月九日 家 光 判

此の墨付は享保二年十二月二十八日の火災類焼の際焼失して終つたが、この家光の上意書の内容によつて、岡部氏と幕府との關係並に同氏が岸和田に遷封された消息を窺ふことが出来る。

斯くの如くして宣勝は岸和田入城以來、しきりに域外の石垣を築き頑丈なる曲輪を設け或は寺院修築、増設に事よせて其の外壁を堅牢彪大にし、いざ事ある時の城砦防備の代用にすべく、普常の用意を怠らずして専ら紀州の押へたる使命を全うせんことに努力した。

宣勝が機智に富んでゐたことは、前條に記した通り彼が重要地帶なる岸和田藩主に拔擢選定されるに至つた物色資格の一つであつた、今其の機智の現れてゐる逸話の一つを舉げて見る、それは丁度茲に入城して來て間のない事城外の石垣や曲輪を擴張増設した當時の頃で

或年將軍家へ黄金を頂戴致し度いと申込んだ、そして其の量は

櫓に一杯御盛下されば足ると云ふのであつた、將軍家は之れを許容した、宣勝シメたと直ちに一斗櫓を持參した、將軍も之れには聊か驚いたが今更致方がない遂々一杯盛つて賜つた、之れを曲輪其の他築城費に當てたと云ふ。

尙此の當時の模様に関して齊藤氏のものした、役々前録の中に次の如うなことが見えてゐる。

岸城へ被成御移候前々御城地に被成御座候得共御城役は無之於岸和田初而被仰付候趣意は宣勝公御參觀前被成御上京候之砌御所司代板倉周防守様被仰者岸和田は重き交代場に候御留守は何と申者を差置候哉と被成御尋候處夫迄は御城役無之に付宮内九左衛門と申者被差置候段不取敢被成御答御歸城後右之趣被仰九左衛門一人え御城代役被仰付其後和田伊右衛門、深澤長左衛門被仰付三人に相成候、組も三組也其後伊右衛門死後二人に相成候

と以て、幕府の意向並に岡部氏遷封の理由を一層明かにすることが出来、斯様に轉封當時は幕府も此の重要な地に新しく移つて来たばかり岡部氏にぬかりなく萬端の手配をなし終らしむべく、注意を與へることを忘れなかつた、一方宣勝も亦こゝに配するに適材であつたばかりでなく、處世の才氣を充分備へた人物であつたから、領内の配備に手落ちがなかつたばかりでなく一層幕府の覺えもめでたかつたのである。

聽て寛永二十年には、宣勝初めて朝鮮信使の接待役を仰せ付けられた。

朝鮮の初めは、家康將軍の時、宗義智をして朝鮮と和を議せしめ慶長十四年その全く成つて以來、徳川將軍の襲職毎に彼の國は使を遣し來つて、其の國書並に方物を獻じたものであつた。然して彼の時代に此の役を承ること前後二回、何れも能く其の任務を全たからしめてあつたので、其の後は朝鮮の來使ある毎に必ず岸和田藩主が其の接待役となることは殆ど定例となつたのであつた。

今其の後とも朝鮮來使毎に客館使たりし岸和田藩主並に其の當時の將軍及年度を採記すれば次の如くである。

寛永二十年	將軍	家光	岸和藩侯	宣勝
明暦元年		家綱	同	
天和二年		綱吉	行隆	
正徳元年		家宣	長泰	
享保四年		吉宗	同	
寛延元年		家重	長著	
明和元年		家治	長住	

又明暦年間家綱將軍の時幕府に於ける諸侯及諸役人の詰所を定められた際吾が藩侯は通例譜代大名の詰所である所の帯鑑の間詰と決定された、之れに依つて見ても幕府に於ける岡部氏の信任待遇

の程度を明かにすることが出来る。

斯くの如く吾が岸和田岡部藩祖たる泉光院可堅公美濃守は、内には軍備の充實を計り、領民に善政を施さんことに努め、外にはそれ／＼幕府割當の役命を能く全うし、其の在任二十年の間に子孫累代遂に不易の基礎を完全に確立したのであつた、寛文元年十月二十七日、歳六十五を以て仕を致し、領内土生村大字土生の東方高燥の地なる泉光寺に隠居し、専ら詩賦讀書を樂しんで餘生を送つた、號して可堅又は愚眼と云ふ、同八年十月十九日に卒した、年七十二、法名して泉光院殿鐵外可堅大居士と。

今茲に可堅公美濃守宣勝の功績並に略歴を繙き終つて、更に熟々想はしめる何ものかがある、それは宣勝の胎した彼の功績と遺徳とが岡部岸和田十三代の家礎をなしたと同様に、彼れ宣勝をして彼の日あらしめた、——こゝに至らしむべき情勢を發した潜勢力を認めざるを得ないことだ。

岡部氏の其の昔清綱が岡邊の郷に住して初めて岡邊氏を稱した頃は未だ小身で世々今川氏に屬してゐた、正綱に至つて今川氏將に亡びんとして岡邊氏も亦之れに殉ずるの已むなき運命に近づいた時、武田信玄に其の武勇を惜まれ、懇なる其の請に應じて信玄に屬した、其の後勝頼の自滅當時正綱は、猶信長に應ぜずして清水城にあつたが今川時代に相知るの仲なる家康に城を開いて自ら浪人した、是れ彼が時勢を見るに明があつたので即ち後日復活すべ

き前提である、最早や徳川岡部兩氏の間に暗目裏の中に強い提携握手が成立したのであつた、果せる哉、徳川勢力は日に強大となり、遂に天下に覇をなすに至つた、其の間正綱其の子長盛共に徳川氏の爲に武功を立て誠忠を表し、徳川氏に於て三河譜代と同等の位置を保ち待遇を受け得る境涯に立つたのである、而して美濃大垣五萬千二百石の長盛は宣勝の父にして正綱は其の祖父である。

實に正綱、長盛二代の武勳こそ正に認めんとする潜勢力であると同時に以上の三代はこれ即ち藤原岡部氏中興の祖である、されば今野史列傳並に岸和田藩志に現れてゐる所に從つて、これ等二代の略傳を左に採録することにした。

◆正綱、天文十一年駿河國清水に於て生れた、姓は藤原氏であるが、遠江守爲憲から六世の孫に當る權守清綱の時駿河國志太郡岡邊郷に住するの故を以て初めて族名を岡邊と稱した、爾來岡邊(部)氏と更稱して子々孫々駿河國に居住して今川氏に仕へた、其の父は信綱と云ひ、三百貫の祿を食むんでゐたが、或時今川義元の意志に違へたことがあつたとて其の怒りに觸れ蟄居してゐる中に天文十五年遂に卒した、此の時正綱は年僅か五才であつた、應て弘治三年に至り歳十六歳甫めて戦場に出で敵の首二級を打ち獲つた、此の時義元其の戦功を賞賜して、父信綱の科を赦して其の元知を與へた、尙之れ等のことに關して、野史列傳には次の如く記してゐる。

岡部正綱駿河人也、姓藤原氏、遠江守爲憲六世權守清綱、初族稱岡邊、更稱岡邊、子孫住駿、屬今川氏、父某、稱美濃守正綱稱二郎左衛門、繼仕今川氏、歲甫十六、從軍獲首二級、當是時、父某違義元旨、間居、因正綱功赦其罪云。

とあるのを見れば正綱甫めて十六歳の初陣の頃父信綱は未だ其の間居に餘命をながらへてゐたものと見られる、何れかの信疑はしばらく措いて二説を擧げて置く。

斯る間に駿遠參を率ゐて海道を吹き荒し、覇を天下になさんと震駭せしめた、彼の今川氏も、永祿三年五月桶狭間の戦に義元遂に斃れて後は其の嗣子氏眞甚だ愚昧で諸將士之れに服せず、其の勢力は俄に衰退した、此の機に乗じて武田信玄駿河の將士と内應して永祿十一年十一月駿河を攻畧すべく兵を率ゐて甲府を出發した、こゝに於いて氏眞出でゝ戦つたけれども利なくして敗走した、其の時既に今川麾下の將士は氏眞に反するもの多く、府中にさへ入ることが能はず、已むを得ず遠江國掛川に落ちて行つた、然るに徳川家康は武田氏との間に大井川を境界に其の東西を分つて互に越えて侵さないと云ふことに協定の上締盟が成立つてゐたから此の際協定範圍内なる、大井川以西の遠州西部を攻略せんものと武田氏に應じて、兵を掛川に進め、氏眞を攻めた、最早今川氏にはこれを支持するの力がなかつた、こゝに於て正綱は此の際暫く徳川氏と和して、北條に頼り然る

後に企圖を畫策するより外に道はないと考へた、而して此の策を氏眞に進めて徳川氏の爲めに遠州一國を割讓することを條件に永祿十二年五月之れと和を講じて北條氏に頼り氏眞、正綱等は掛川を去つて戸倉城に移つた。

一方、信玄は徳川氏との約に反いて屢々大井川以西をも侵略するので、家康は之れを甚だ不快に思ひ遂に武田氏との締盟を絶つて北條並に上杉の二氏と結んで信玄を牽制すると同時に兵を進めて駿河に入り、府中を攻めて武田の將山縣昌景を敗走せしめた。

斯くの如く大部分は徳川氏の力によつて府中を復ひ今川氏の手に歸することが出來た、されば此の時、既に武田の爲めに焼き拂はれた今川氏の城館を其の家臣小倉資久、森川日向守等をして修補せしめるに方つても、萬事家康の指圖を俟つて行つたのも斯うした關係からであることは左の、藩翰譜、甲陽軍鑑等を基材とせる野史列傳を見ても明である。

永祿十一年、武田信玄襲駿府、氏眞不能捍、而遁掛川、明年五月、氏眞憑北條氏、去掛川而移戸倉城、而議復入、使小倉資久、森川日向守受東照宮命、修補城隍、正綱暨弟長秋、代掌築焉、十二月、信玄再寇、攻府城、正綱及今川遺臣、胥會者五十六人、守禦不屈數日、信玄謂正綱偏爲雪會稽、以寡軍拒我衆、而不撓、其志可嘉、一將難得、萬卒易得、遣僧鐵山

屢卑詞招納正綱兄弟、於是正綱往屬、信玄大悅、授十倍地於正綱、初食邑三百貫、迄是三千貫、且附騎士五十、爲之隊長令守清水城云々と

この中にもある如く、正綱及弟治部右衛門長秋は、小倉、森川等の後を享けて代つて、城館の修補に當つたのであるが、その未だ完成を告げない中に、同年十二月七日、信玄再び駿州に打つて入り府中を攻めたのであつた、此の時變を聞いて城中に馳集る今川恩顧の將士は僅かに五十餘人に過ぎなかつた、されども正綱は智謀豪勇の將であつたからこの小勢を以て、能々武田の大軍に當り力戦防禦數日間に涉つて、容易に屈する模様も見えなかつたので、敵將信玄は、その忠誠と武豪とを愛し、萬卒は得易しいけれども一將を得ることは難いと、これを惜み、鐵山和尚を府城中に遣して「信玄に味方せよ」と詞を卑うして懇に説いた、が嚴として應ずる色がなかつた、其の後信玄が再參の懇請は結局その知己に感ぜざるを得なくなつて終に城を開いて武田氏に屬することゝなつた、信玄の悦びは一方ならず今川に於ける岡部氏の所領に十倍する三千貫の地を與へ其の上正綱が府中に籠城した時の五十餘騎を其のまゝこれに附屬せしめて、侍大將とし、駿河の清水城を守らしめたのであつた。

此の戦に、修築不完全な城に據つて小勢を以て武田氏の大軍を引き受けた正綱が如何に難戦苦闘し如何に健氣に戦つたかは左

の見聞記を見て知るべし、と岸和田藩志にも記してある。

府中今川の屋形跡には、岡部次郎右衛門とて與力の面々賑催して府中の燒跡御館跡の堀をさらへ、櫓を張り木戸を拵へ、逆茂木引廻々々信玄之旗待受中畧跡部大炊それそれ弓鉄炮之足輕共一面に出とめ、矢倉も不上、此構垣上城にも劣りたり云々……と之れによりて觀れば信玄がこの雄々しき武將を殺すに忍びず、一向公に開城歸服を勧めしも宜なりといふべし。

とあり時に正綱は年二十八、其後は武田信玄に従つて花澤城を攻めた、之れより先き、永祿の十一年五月信玄人を遣して、今川氏眞に向ひ三河以東の地を割いて我れに與ふるならば兵を出して義元の吊合戦を應援しやうと申込んだ、然るに氏眞之れに對へて「父義元の吊合戦は素より吾が本分であり責任である而して三州の地は亦吾が力を以てこれを守治する充分だから割讓するの要を認めない、殊に信玄は信長とは姻戚の關係ありまた徳川氏とも同様の關係あるを以て旁々吾が吊合戦に對する應援などは辭退する」と云ふのであつた、斯くの如く已れを知らざる氏眞の言に、信玄怒つて、六萬の軍を帥ゐて駿河に氏眞を攻めた然るに氏眞の諸將士多く信玄に通じ、夜に入つて逃れ去り武田の部將山縣昌景等駿府に打ち入り、火を縱つて氏眞の府城館を燒き拂つた、氏眞、正綱等やむなく掛川城に落ち延び、北條氏に頼るべく徳川氏と和を講じたのも此の當時のことである此の頃猶踏み止つて氏眞を守る者には當掛川城の朝比奈泰能の外に花澤城に據る小原鎮實があつた、即ち元龜元年信玄兵を率

めて之れを攻めたのである。

正綱は弟治部右衛門と共に此の軍に従つて接戦し腰曲輪の空壕に驅入つて遂に城を陥れて殊功を表した、此の時の戦況について野史には次の如うに見えてゐる。

元龜元年正月、信玄、率兵攻花澤、氏眞携妻孥、乗船于懸塚、而犇小田原、嬖倖三浦義鎮脫走、到高天神、憑小笠原長忠、云々

更に越えて同三年十二月には武田、徳川對遠州三方ヶ原の役に又天正元年には同織田氏對濃州岩村の戦共に從軍して戦功を表し、尙同二年六月には勝頼に従つて遠州の高天神城を攻めた、時に城主小笠原長善が極力防戦して、容易に屈せず、反つて武田勢の損ずることが多く正綱の弟治部右衛門長秋は此の戦に於て遂に戦死した。然れども又一説には長秋元龜元年正月花澤城攻撃の激戦に戦歿したと云ふ、野史には其の二様を擧げてゐる。

(正綱の)弟長秋、長教、長秋字稱治部右衛門、元龜元年、戦死于花澤、と相並べて

今按、甲斐國志作天正二年、攻撃高天神、先登而死焉云。

尙加ふるに、織田徳川兩軍の後詰あるとの由を聞いて勝頼は非常に心を碎いてゐたが、正綱かねて、長善の貪慾な性格を知つてゐたので、勝頼にすゝめて、彼に富士の下方に於て一萬貫を授くべきを條件として降参せしむべく正綱自身使者たるを望ん

で赴き彼を説いた、長善は豫想の如く其の利に迷ひ直ちに城を開け渡して降つた、其の後一方に織田信長の勢力強大となるにつれ、武田氏の勢力は次に壓倒され天正三年、長篠の役に於ては信玄以來の宿將山縣士屋、馬場等を初め、精銳の士多く戦死して以後は、實力全く衰へて纔に信玄以來の餘勢保つに過ぎなかつた、それに勝頼は父信玄に比して甚だ賢ならずして失政多く、人心は次第に離反して、異圖を畫する者さへ多くなつて來た。

聽て天正十年二月に至つて織田信長は甲州に武田氏を征伐すべく、軍を進めた、そして間もなく——一ヶ月を出でずして勝頼は遂に天目山に於て自滅して終つた。

此の時正綱は清水城にあつて、信長に備へてゐたが、早くも時勢の歸結を悟り之れに逆抗するの不可能なる知つて、特に徳川家康の爲に進んで開城し、自ら浪人となつた。

元來正綱は今川氏眞を守つて掛川城に徳川氏と和を講じて以來家康と相知り平素徳川氏には好意を持ち、家康も亦正綱を疎外しやうとはしなかつた、されば此の際浪人した正綱に直ちに相當の食邑を與へて遇し味方に屬せしめる程のことは知つてゐたが、信長が武田の遺臣を召抱へることを禁じて八釜敷つたので唯陰に之れを庇護し次の密書を與へて、時の至るを待たしめた。

其方身上之儀ふさはある間敷委細は作左衛門可申候、小平

次を以可申と存候へとも先と越候間不申候此の内書御かしく
尤候、恐々謹言

五月十一日(天正十年)

家 康 判

岡 治 部 右 主 正 三 郎 右 衛 門 正 綱 弟

此の内書の宛は「岡治部右」とあるが岡部治部右衛門は正綱の弟長秋の字名で正綱の字名は次郎或ひは次郎右衛門と云ふてゐた如うである、或は家康の感違ひであつたかも知れない、何にせ頃は戦國兵火亂戦の折、野戦場の往復文書であるから、數ある兄弟の初名字名の違ひ位の事はあつたらうと思はれる、兎も角も此の内書は正しく正綱に宛てたものと云ふことは事實である、此の後に「岡治まいる」とあるのも見えてゐる。

かくて天正十年六月二日信長に異變が起つた、——明智光秀急に起つて本能寺に信長を弑したのであつた、この時偶々家康は堺にあつたが、異變を聞くや、必ず一大動搖の勃發せんことを推想し先づ退いて自己の領土並に其の周圍を固めんと直ちに間道を辿つて國に歸り、極力國兵を募り軍勢を整理擴張した、而して、目のあたり、信長との關係上必然的に甲信の潰亂し易きを慮り、之れが鎮撫にも備へやうとし既に人を遣して、曩に内書を以つて機を待たしめて置いた正綱に書を送り且つ意を含めた上適當の位置を相して城を見立てしめ聽て甲信平定に際して先導たる使命を帯びしめることゝした、此の時の密書は次の如

くである。

此時に候間下山へ相移り城を見立候てふしんなさるべく候委細左近左衛門可申候、恐々謹言

六月六日(天正十年)

家 康 判

岡 治 主 正 三 郎 右 衛 門 正 綱 弟

とある、正綱は之れに應じて、愈々正式に徳川氏の麾下に屬した、これ後日宣勝が岸和田藩に轉封され幕府から純譜代同等の信任待遇を受けることになる因縁の始めである。

斯く家康は、甲信潰亂の萬一に備ふべく速かに其の準備を進めたのであるが、時は遡つて信長が甲州を平定するや、河尻鎮吉(與兵衛秀隆)を以て此の國に封じて守護として置いた、されば家康先づ岡崎からこれに使を遣して、信長に起つた本能寺異變の報を齎し且若し甲州に一揆變亂の起つたならば、直ちに加勢すべしとの好意を告げしめた、然るに河尻は却つて其の意を疑ひ家康の使者を殺した、果せる哉此の機に乗じて忽ち甲州に一揆蜂起し鎮吉を襲ふて遂に之を殺した、これを見越しての備へであつた、岡部正綱は直ちに家康の命を受けて此の反亂を鎮撫すべく甲州を巡廻した、此の時甲斐の國人が多く來つて彼に服したとあるを以て見れば、正綱は單に雄武の將であつたばかりでなく智徳兼ね備へた人物であつたらうと推想するのである。かくて全く鎮撫し終つて始めて家康を岡崎から府城に迎へ入れ

た。

尙此の時正綱と共に甲信鎮平の軍に従つた者は大須賀康高、元武田の部將たりし穴山信君の殘黨それに次いで加へ來つたのは大久保忠世、石川康道、本田廣孝父子等であつたが、其の後殆ど鎮定終る頃來つたのは酒井忠次であるが、忠次口に已れ信州の地を拜領したりと述べたことが計らずも、一旦大久保の下に屬した諏訪小太郎頼忠の感情を害した、今野史を繙けば。

頼忠、初字小太郎、壬午夏六月、召募故舊、舉兵復本領、保高島城、侵略近邑、逮大久保忠世人信濃、遣使、招頼忠、頼忠赴屬焉、酒井忠次亦以東照宮下文、招納國人、頼忠悲曰、我既歸德川殿、奚隸忠次矣乎、據城禦備、七月、發兵侵松平家信陣、或掠略郡邑。云々

と頼忠遂に叛いて北條氏についた、北條氏直また之れを好機として、直ちに軍勢四萬餘騎を進めて、八月朔日信州梶ヶ原に着陣した、此の時正綱は酒井、大久保、大須賀等の諸將と共に乙骨の地に陣してゐたが未だ斯くの如き危急を知らない、偶々大久保の家人で芦田小屋から八ヶ嶽を越えて來た者が始めて大敵の一里外に差迫つてゐることを知らせた、一同一時に驚き一刻も早く退去せんとするとき、酒井と大久保とは殿の任務につくことを争つて決しなかつた、正綱之れを見て徒らに空しく時を移すの不利なるを説に自ら殿を請受けて退いた、北條軍之を見

かけて、追撃急に大軍は崩雪を打つて押しかけたが正綱よく敵をあしらひて近寄らしめず、後方はまた、二の手、三の手以下の諸將も總て幾多の戰場往來の強者で、進退の掛け引きはお手のものである、かやうにして新府まで七里の退路を四萬敵軍を支へつゝ、七千騎の味方一人も損することなく目的地に引き揚げた、時に天正十年八月六日、——此の間の經緯戰況について家譜、藩翰譜等に基いた野史を見れば。

天正十年夏、右府信長遇弒、甲州復亂、東照宮嘗識正綱爲人賜書密視意以爲鄉導、初信長封河尻鎮吉于甲斐、國人聞變相反遂掩殺鎮吉、會正綱受命巡撫、國人多來服、而迎人東照宮、北條氏政亦起兵、掠略甲信、東照宮在府城、遣酒井忠次、大久保忠世、大須賀康高、本多康重、石川家成、空山黨、及正綱等兵七千、陣于乙骨、遮留相人、北條氏直帥師四萬三千、次于梶原、中間相違一里、山嶺聳左右未識彼是、稍有告急者、部將或議、曳兵而避之、忠次忠世爭殿不息、相先驅充溢原磧、正綱於是代而殿、五六里之間、與部雜還、數十合、遂不撓、完諸部、而還、人服其驍勇賜食邑于甲駿田七千六十貫文、十二年二月卒、歲四十二、法名好雪道龍。

と、正綱は此の功によつて甲斐、駿河兩國の内七千六十貫文の領邑を與へられ、猶も信濃に踏み止つて酒井、大久保、本多等と共に北條勢に當り屢々武功を表した、翌天正十一年十二月八

日歳四十二にして駿府で卒したともあり——又一説には天正十二年二月卒す——ともある、十一年とあるは家譜、藩翰譜等で十二年とある藩翰譜備考系圖である、想ふに長盛が「甫歳十六繼」とあるのを見れば十一年でなければならぬが、「甫歳十六繼是夏長湫戰先驅云々」ともあるのを見る時は長湫の戦は天正十二年だから従つて同年かとすれば、然らば長盛同年は十七歳でなければならぬ、何れにしても矛盾を免れない異種の記録によつて三百餘年前の戸籍を嚴格に求めやうとするのは難しい、要するにワカらない、又岸和田發達史に取つて、そこまでの必要も感じないから唯併記して以て考に備へて措くに止める。

◆長盛、は正綱の長子で永祿十一年駿河に於て生れた、初名を彌二郎又は半彌と稱し天正十二年二月或は十一年十二月父正綱の死後を享けて家を繼いだ、その初め父正綱が永祿十二年十二月信玄の請に應じて武田氏に屬した時、長盛年僅かに二才にして母月宮夫人に懷かれて人質として共に武田氏の許に送られてゐた、かくて天正十年三月十一日武田勝頼が天目山で自滅するに先だつて——正綱が家康の爲めに清水城を開いて浪人する以前に家臣松野縫殿助、齋藤彌兵衛等が武田の館に忍び入り盜かに伴れ出されて辛くも無事清水城に還つたのであつた、そして天正十二年二月(或十一年十二月)父の後を享けて家を嗣いだ

のは長盛漸く十七歳(或十六)の時である、その(或翌年)四月には徳川の軍に従つて長湫の戦の先驅となり、羽柴秀次の軍に當つて敵の冑首二級を獲た、同六月には前田、瀧川等の據る蟹江城攻撃に際しては、前田川を遮り九鬼嘉隆の水軍を迎へて之を撃破し、一益の姪某を虜とし尙進んで蟹江城に迫り大に戦功を表した。

越えて同十三年夏信州上田の城主眞田昌幸が、沼田城の事につ



長盛公

いて家康に違約あることを責めて、

徳川の意を拒んだ結果、同八月家康軍を進めて、上田城を攻めた、此の時長盛も亦大久保

烏居、柴田、保科

等と共に此の軍に加はり同月十八日を期して徳川軍は一氣に押寄せ、既に二の丸まで攻め入つた時、計らずも眞田の伏兵四方に起り、爲に徳川勢は敗退せねばならぬ已むなきに至つた。

翌日(十九日)は長盛また大久保等と共に丸子の出城を攻めることとなり、松平源十郎や諏訪小太郎頼忠等と共に先手となり眞田軍と川を隔て、八重原に陣した、即ち眞田父子は對岸の手白

ヶ原に陣したのと對したのであつた、而して昌幸は屢々輕卒を派し來つて頻りに正綱等の陣を窺ひ挑戰するのであつた、一方も亦之れに對して見張を設け二人づゝ部將がそれゝゝ屬兵を率ゐて交代に之れに當ることにした、時しも翌二十日のことである々偶長盛は、柴田康忠と共に當番の折、敵將眞田父子、昌幸、幸村が足輕の姿をなしてそれに交り柴田の陣に押し掛けて、猛烈なる攻勢を示したので、これを眺めた長盛は竊に川を渡つて敵の背路を斷たうとした、然るに眞田父子は早くも之れを發見して、大に憤慨し直ちに士卒に下知して大部分の攻勢を之れに轉向した、こゝに激烈なる肉迫戰の演じられたことが數刻、長盛は此の時、金房兵衛正次の大身の槍を抜いて電閃の如く操り、追尾して敵數十人を突き崩した、それに從つて大塚兵右衛門、所藤内、小康又五郎、奥田新六郎、小泉彌平次、内藤平太夫、千野十助等の家臣何れも競ふて奮撃突進する激しさに、流石の眞田父子も僻易して、其の軍は崩壊し、纔に身を以て逃れ去つて終つた、これ等に關して、家譜、藩翰譜、國志等によると云ふ野史武臣列傳には次の如うなことが載つてゐる。

長盛初字彌二郎、甫歲十六繼、是夏、長湫戰、先驅擊羽柴秀次軍、自獲冑首二級、六月、前田種利邀入瀧川一益于蟹江城而畔、織田信雄及東照宮赴攻之、時長盛在津島聞警、馳遮前田川、九鬼嘉隆欲援一益、整兵艦來、長盛迎擊、擄一益姪某

藩翰譜、作 進薄蟹江城、十三年夏、與大久保忠世、鳥居元忠等入信州、攻上田城、八月、四圍既乘其三郭、眞田昌幸奮闘悍戰、鋒銳甚勵、兵敗退、忠世及長盛聚散卒、隔水而陣、昌幸亦收兵、而後昌幸屢出兵挑戰、二十日、昌幸父子出戰、長盛與之、戰于丸子川數刻、追尾獲敵數十人、(歲十六とあるは滿歲なるべく數へては十七歳でなければならぬ)

と其の後上杉景勝が大軍を率ゐて、眞田の加勢に來ると云ふことが聞えたので、早急兵を引揚げよと濱松に居る家康から命令が下つた、そこで諸將は兵をまとめて歸ることにした、此の時長盛は大膽にも、態となにかに事よせて、陣を引き拂ふことを後れ極めて徐に引揚げた豪膽さには敵も味方も歎賞したことは岸和田藩志にも見えてゐる。

丸子の戰に於ける長盛の拔群の軍功は實に目覺しかつたもので彼を若年と目くびつて問題にしてゐなかつた、千軍萬馬の老將共も、僅に十六才の此の青年の爲に、一代の功名と云ひたい程の鮮かな武功を奪はれて何れも皆殘念がつた、されば家康は、この殊勳ある長盛並に其の下に奮闘を勵んだ家臣各人に對して特に優渥なる次の如き感狀を授けて賞揚した。

感 狀

今度於丸子表自身手碎動之儀感人候殊其方家中之者共無比類由是又神妙候則首尾合候者等感狀遣候彌無油斷軍忠專一に候

尙村上彌五右衛門可申候 恐々謹言

(天正十三乙酉)後八月廿六日

家 康 判

岡部彌次郎殿

次のは家臣各自に與へたものゝ一例

今度於丸子表懸合之處則最前に鑓合無比類之旨甚以神妙也彌可勵戰功之狀如件

天正十三年後八月廿六日

家 康 判

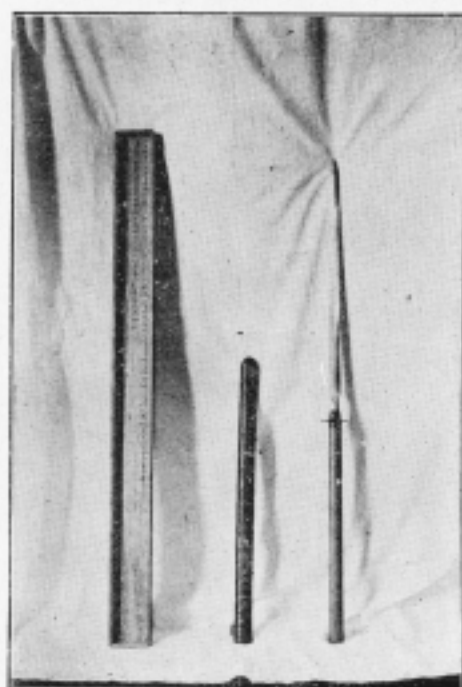
大塚兵右衛門殿

(藏秘家爵子部岡) 狀 威



長盛丸子表に授け功名を博し金房衛正の作

(藏秘家爵子部岡) 槍 之 子 丸



右の感狀並に、丸子之槍は今岡部子爵家に寶物として秘藏されてある。

斯くの如く長盛は父正綱が智謀才量とそが豪雄の血を享けて若年と雖も、百練の老將との間に轡を並べ鋒を取り采配を振つて、智謀猛勇を競ひて功名衆を抜き、天晴れ名將として家康に認められ、三河以來の譜代と同等の位置と親任を以て遇されるやうになつた。

天正十六年に至つて四月、後陽成天皇が聚樂の第に行幸遊された時、秀吉から、それ〴〵家臣中殊功ある者の任官を奏薦すべき旨の傳達を受けた家康は多くの中功臣八名を選抜して奏薦

同 箱 書

丸子槍者何天正乙酉雄心公執所以敗眞田昌幸

を請ふたが長盛亦其の中加へられて從五位下に叙し内膳正に任せられた、

於丸子而長享中寧樂良治兵衛尉金房政次所鍛也鋒長殆二尺光曜陸離百年如一今四海波穩乃命礪人磨研之去其柄眞諸匣底唯恐此槍亦高陽氏劍常爲龍虎吟也
明治十九年歲次丙戌四月十六日三宅源謹識

聽て、同十八年七月小田原落城後北條氏の所領が家康に歸するに及んで、長盛は上總下總の内で一萬二千石の所領を與へられて下總國山崎城を以て居城とした今野史列傳を繙くに、

十六年四月、叙從五位下、稱内膳正、十八年、加賜二總地一萬二千石、居下總山崎とあるを見れば、長盛甫めて正綱の後を繼いで七千六十貫文の

領邑を食んでゐた筈であるから、それに今また更に一萬二千石の地を増加賜されたものとも見られるが、事實の詳細を知りかねる、その後慶長五年七月關ヶ原の戦には、下野國黒羽根に陣取つて、會津なる上杉景勝の軍に備へた、役後年經て同十二年家康の命を受けて伏見城に在番し、同十四年八月六日任滿期となつて歸ると同時に一躍二萬石を加増されて丹波龜山城に移つたのであつた、——岸和田藩志によれば此の時更に秀忠より二千石を加へられたり……ともある、——同十九年に大阪の役（冬の陣）が起つたときは龜山城に據つて鎮守の任に當り——此れも岸和田藩志には、同十九年大阪冬陣には長子宣勝と共に天満口寄手に加はり……とある——元和元年偶々丹波の一揆起るに及んで、篠山城主本田康重と共に兵を出して討伐の任を全うし、同七年八月更に轉封されて同國福知山城主となつて所領五萬石を食むに至つた、かくてこゝに在城する二十二年にして寛永元年には美濃國大垣城に遷り其の封祿は五萬一千二百石となり同九年十一月二日こゝに於て卒した時に享年六十五、此の間野史列傳に見える處は次の如くである。

庚子秋、屯黒羽、以備會津、慶長十二年、守伏見城、十四年、加采邑二萬石、遷封龜山丹波城、大阪軍起、鎮戍龜山、元和七年、移同國福知山、加賜食邑、寛永元年、遷大垣美濃城、食邑五萬一千二百石、九年十一月卒、歲六十五、子宣勝、叙爵

稱美濃守、繼父、三陟封、治岸和田城、子孫相傳、列侯籍。

岡部岸和田藩の施政方針も幕府の政綱が根本だ

封建時代に於ける、全國

を通じての各藩主は、その家臣や住民に對する活殺與奪の權すらを把握し又藩治經濟も其の領土内に於てするより範圍を脱し得ない即ち自給自足であつた、謂はゞ、經濟上にも諸施設の上にも隣接と雖も他藩と聯絡關係のない獨立した、藩主專制の變態的自治制であり、從つてそれ等の施政方針も亦各領土の位置や各累代藩主個々の人格と定見意志の存在點の如何によつて——善惡細大何れかの相違はあつたらうけれども——決定されたものである、

然れども其の間に當然の制限として、幕府と云ふものを中心とする、ある範圍軌道を脱してはならないと云ふ丈けの束縛がある——幕府の威嚴を傷ける如うな——其の安泰存續の礎を危くする如うな——領民に幕府の存在は我が帝國の變態であるなど、知覺せしめる道程を作する如き——等の施政方針に出でゝはならない——決して幕府の御都合主義の政策政綱に反する如うなことがあつてはならない、之れを尊重し之れに伴はねばならぬだけの制限がある、即ち各藩を通じて大体に於ては幕府の政策政綱命令を根本中心として、之れに添ふべく努力した方針が、動かすべからざる基礎ではあつた、若し然らざれば結果は、是れ其の藩主を始め一家主従の破滅々亡の憂目に否や應もなく眞つ直に必ず到達する順路であつたからである、されば岡部岸和田藩主と雖も、それも

一般に漏れる筈がなかつたことは云ふまでもない、然らば幕府は如何なる政策政綱の下に、如何なることを藩政の上に要求し藩主は又如何なる方針態度に出たつたかは、徳川幕府が各代將軍の襲職毎に諸藩に對して取つた、檢閲監査の機關たる巡見使の出張巡察中藩領域を案内する役に任じた、庄屋組頭以上には勿論その他の領民に對して隨時に試みる發問に對して、それ等案内者以下の應答如何は直ちに以て藩侯各自の身上に及ぼす重大問題であつたから、斯かる際に、各藩は毎回の前例や幕府の命令達しに鑑みて、巡見使到達に先だつて、豫想諮問を假定して之れに對する巨細に渡つた應答事項を慎重なる態度で決定し、一々列記して覺書とし各庄屋其他に達したものである、當時これを御巡見に付ての御仰渡書と云つた、それが此の間の事情をよく物語つてゐる、今左の如き吾が岸和田藩内に於てなせる一例を見れば、其の内容は時の幕府の方針並に當時の吾が藩の態度を明かに表示したもので、是れによつて、徳川幕府の政策政綱方針等を窺ふことが出来る。

御巡見に付御仰渡書

これは天保九年閏四月に巡見使が來た時奉として手配したもので、此の時の模様を岸和田藩志によつて見れば「家慶將軍就職の翌年に當り、巡見使は使番山本七郎左衛門、書院番頭森川下總守組市岡内記、大御所小姓組番頭菅沼伊賀守組三宅三郎、の三士なりき、さて巡見使迎接の準備として、三月廿二日郡代役所へ主な

る庄屋を集め、諸聞合役三人御案内役八人、人馬肝煎役六人を命じ、翌廿三日より十五人の庄屋をして巡見使通路の下見分をなさしめ、又代官水奉行に命じて、道路橋梁の修築、川越人足醫療宿泊所等の準備、非常時の警戒より草履草鞋使所の設備に至る迄、巨細にわたりて萬一の遺漏なからしめたり」云々とある。

尙案内役たる各庄屋の心得としては

一書付一通(次の豫想尋問應答事項書)相渡候通於御尋者可申上事其外御尋之儀有之候はゞ取計能程に可申上事、但御尋之儀も此外に有之候はゞ追而書付其段可申上事

一村より村迄町間尤川等有之候儀書付心得可申事

一御雪隠御案内可申事、但先年之節迄は御茶所も御案内申上候へ共此度は御茶所相止床三脚敷物用意申付候置候へ共御巡見様御役人には右様の儀不申上候事

一御領分境迄脇差羽織段引に而罷出從是岡部内膳正殿領分に而御座候と御案内申上候様被申付罷出候旨御駕籠附衆へ申達其儘御先に立可申事

一先格之通前夜御宿へ罷出可申候尤先年之通り上下着用に而可罷出事

一御通道筋村々役人へ不足致し差支候儀有之候はゞ其段可申出事

等の數々條を達しられたもので、時の岸和田藩侯は岡部内膳正長和で尙右の心得達書中に「先年之節」とある天明七年四月家齊將軍襲職の翌八年四月のことと吾が岸和田藩侯は、美濃守長備の時代であつた、

今度御國御巡見の御方御領分御通被成候に付自然御尋有之候はば左之通申上候覺書

一殿様御慰之儀御答文御武藝御座候儀及承罷在候折々御鷹野に茂御出御座候事

一御家中武藝はやり折々御覽御座候様及承候事

一御家中人數之儀御尋被成候はゞ侍衆六七百人も有之様に奉存候
委細は不存候段可申上事

一殿様御儀殿付に可申上候事

一頼母殿秀之丞殿、殿様御親族之由可申上事

一江戸御家老之儀は一人國本より罷下居候旨可申上事

一殿様御馬數三十疋許も可有御座候哉之旨可申上事

一御家中馬數は二十五疋程も可有御座候旨可申上事

一足輕六百四五十人程長柄之者五百二十三人程御座候旨可申上事

一江州甲賀士之儀は五十人御座候段可申上事

一殿様御年齡當戌三十二歳に被爲御成候事

一御隠居美濃守様(南山公長愼)御年齡當戌五十二歳被爲御成候事

一殿様御在所に御子有之哉と御尋被成候はゞ御妾腹御女子様御一

方當二月御出生被成候旨可申上事

一奥様御儀は中川修理太夫様より被爲入候尤修理太夫様御妹様之

旨可申上事

一御船數八九艘計も可有御座旨可申上事

一御水主之儀人數餘程御座候尤も人數多御用の節は浦水主之者へ

御扶持被下御遣被成候様に及承と可申上事

一御通に付被差出候御役人知行之儀御尋被成候はゞ大目付迄は存

知之通可申上御代官は五十石六十石知行高候之旨可申上猶御出

役御年寄始町在へ被差出候名前追而書付可遣事

一御家中御借米之儀は有之候者可申上候尤高に應じ割合御座候故
委細は不存候段可申上事

一御家中物成之儀存知之通可申上事

一殿様御米少々は上方へ御拂有之候様及承候御川御座候はば相尋

書付差上可申と可申上事

一御領分田地大方は裏毛附申候所に寄水田有之候へ共是は少宛之

儀に御座候趣存知之通可申上事

一御領分中新田畑惣高之儀は睦々不奉存候御用御座候はゞ相守書

付差上可申と可申上事

一銀納直段之儀時之相場に五匁増に收納仕候趣意存知之通可申上

事

一高石永荒新田覺候通可申上候川成有之候へば斷次第御引被下候

事

一御免相之儀存知之通可申上候并御定免の趣意村々依頼以前十ヶ

年之免相平均を以去る酉年より來る午年迄十ヶ年之間定免の御

取箇覺之通可申上事

一從來之儀存知之通可申上事

一海岸寺領とては無御座候知行百五十石外に御賄料御座候事但海

岸寺と申御靈屋にて御座候と可申上候御朱印有之哉と御尋被

成候はゞ候御朱印は無之内膳正殿より知行百五十石外に御賄料

參候由申上候是迄之巡見致見分候哉と御尋被成候はゞ寶曆十辰

年御巡見様御入被遊候其以前も御入被成候御方様も有之候其後天明之節も御入被成候へ共御巡見度毎に御入被成候儀は無御座候趣可申上候事

一 泉光寺寺領にては無御座候知行百石外に御賄料參候事

一 十輪寺之儀 殿様御寺之旨可申上事

一 蟻通御先祖様御代より神田少御附置被成候事

一 大井關社領無御座候事

一 領内竹木はさのみ用に立申もの無御座候松木杯少少御座候へ共御用立申候程之木にては無御座候小松は川除之土居木杭木に郷中へ大分被下候其外入用に御取被成候程は無御座候事

一 池川普請前々より村々の人足仕候其節は普請料飯米或銀子にても御貸被成候前々村々致難澁候時分は御手前人夫に被仰付候儀も御座候事

一 村數九十四ヶ村領内の東西南北凡四里四方程御座候事

一 御領分中人高凡五万二千人餘も可有御座哉之事

一 酒造屋十五軒計御座候事

一 酒造米去る酉八月三步一造被仰出候に付造高千五百石餘相造候由御用御座候はゞ吟味之上書上可申事

一 宗門改申候儀は宗旨奉行待衆兩人毎年領分中へ罷出庄屋年寄五人組之頭共召寄宗門怪敷儀無之旨銘々判形爲致請取被申候其上銘々旦那寺を帳面に書記右宗門相違無之由住持に判形爲致請取被

申候右之外にも毎年夏冬兩度宛下奉行領分中に罷出相改申候事一領分中より差出と申書付爲毎月取扱申候是は其村々生死或他所より縁付或養子又は宿引越參候者奉公人等出入相改被申候庄屋年寄五人組頭爲致判形受取被申候事

一 煙草之儀は先年被仰渡候以後本田畑に曾而作り不申候事

一 甘蔗之儀は少々は御座候へ共本田えは植付不申候

一 村々增高掛申儀御代松平周防守様御領地被成候時分高五萬石の場所を竿不入に壹萬石高増被成都合六萬石に御領知被爲候其後唯今之殿様御先祖六萬石之高に御拜領被成御入國以後石增高壹萬石之内へ御用捨を以別に御取被成候小物成本高へ御詰被下其餘之分掛り申候其上村々御免相等にも御用捨御座候事

一 郷中へ御掛被成候役儀之儀御尋被成候はゞ先御地頭様より相勤來候通村々より相勤候之段可申上事

一 運上は何茂無御座候事

一 去年之作毛有休之事

一 家中殺生之儀若き衆川狩杯も少々被成候事

一 御普請筋にも御家中へ夫役掛候儀無御座候御手入にて出來候段可申上事

一 銀札之儀先年御願出御座候而出來仕領内通用仕候末々迄勝手宜敷無滯專通用仕候銀札高之儀は上之儀に御座候故不存候事

一 薪之儀濱木と申候而他國より參御家中町並近邊御在方えも賣買

仕候事

一名所之儀は其邊にて世間え相知申候名所中止候事

一漁獵之儀は岸和田城下並海邊村方にても漁事仕候段可申上候船數は不存候事

一紀州様御通行之儀近年はかばた海道御通は無御座候毎年當表御通被成候事

一御城中は凡四丁四方程御座候事

一從事領分出候物

和泉酢、岡田鰯、大海雲、干鰯、近木節、鰯鯢、飯蛸

一松村編笠唯今は不仕候

一阿間阿鳥の子紙只今は不仕候

一米麥諸色直段之儀は時之相場申上候事

一本綿之儀覺之通尤凡三步一通も可有御座哉に可申上事但當國は

毛綿專織出し申候事

一村方非人は無御座候事

一去る申年諸國異作に付米價を始諸色大高直に相成難澁之者夥敷有之候に付從 殿様日々御救米御役所と申所へ御役人御出張に而申十月より昨酉十一月迄被成下候同十一月より御領分中に而親に離身寄所も無之子供袖乞に歩候者は寒氣に凌兼飢凍候に付野村山と申所へ小屋爲御建御養被成申候唯今にても極窮民えは夫々御救御座候

一昨年來中分難澁之者へは御米下直に而御賣被遣候猶又遠在にて難澁之者へは夫々御米被成下候

一佐野村と申所は家數二千軒も有之難澁之者夥敷候に付村役人え

御米御下ゲ被成遣日々被成下候尤身元宜者よりも施行致し申候

一御領分中に而身元相應に相暮居候者共より施行致し遣候者夥敷

有之候右等の者共へ夫々厚く御稱譽有之候

一右之通にて飢渴におよび相果候者は無之候へ共申年の暮より夏

頃迄疫邪流行仕候に付右にて相果候者多く御座候

一昨酉二月大阪騷動之節(大鹽騷動)は御家中衆追々出馬有之御武

器長柄杯夥敷參候

一殿様御勝手向は前々より御難澁と及承候へ共武器の御備は御行

届被成候儀に御座候

等以上は大体に於て我が岸和田藩が幕府の要求する處に従つて、之れに伴ひ沿ふべく取れる略各一的方法と実績とを語つたものであるが、尙藩の位置狀勢と立場よりしてそれ／＼特種個別の方針とも見るべきものは累代藩侯の性格意志から出發せる武備教育産業經濟等に對する折々の方針訓示に依つて窺知することが出来るこれが二三の例を左に收録すれば

享保九年九月十輪公長著が襲封の初めに方つて家中に示された條目

一公儀御法度堅可相守事

- 一文武之道專相可嗜之正禮不可及不義事
- 一武具馬具應身体可相嗜兵具の外不入道具不可調之事
- 一軍役人積如相定可嗜之事
- 一喧嘩口論制禁之若有之時荷担者可爲同罪事
- 一結徒黨不可企惡逆惣而不依何事一味不可仕事
- 一博奕賭勝負合停止事
- 一色慾にふけり並不行儀其外侍に不似合業不可仕事
- 一不應身の分限家作結構可爲無用新規の作業者不及申表立候致修復候はゞ用人共へ達し可受指圖候破損を捨置家居あらし候はゞ吟味之上可及沙汰事
- 一家中の子供他所へ遺候はゞ年寄共へ遺し可受指圖事
- 一於家中縁組取結候はば太刀格の者は年寄共扇子格の者は用人共へ相達可受指圖候尤他所と縁邊取結候義是又可爲同斷事
- 一婚姻之儀式隨分輕く可仕事
- 一家中之正々於岸和田衣類之義如定可相守並妻等衣類可爲同斷事
- 一浪人不可抱置若兄弟甥從弟於抱置は前廉年寄共へ可相達惣而浪人は不及申他所の者猥に城中へ不可入不叶義有之に於ては年寄共へ達し可受指圖候但し右之通斷申達浪人差置候はゞ宗旨の儀念を入相改早速宗旨奉行へ申斷之事
- 一家中の正々養子之儀只今迄の通其者の甥從弟迄之内家中にて見立勝手次第願出可申候家中にも右續之者無之上は他所に罷

出候とも甥從弟迄は勝手次第願出可申候右續之者無之候はゞ其段申達願可申候養子に遺候者有之節は可申付候無厄に候はば勝手次第之者願候様に可致候其節は家中にていづれ成共見立願可申候向後は其身の甥從弟迄之外は他所より之養子一切致間敷候家中にて養子相續可致事

一儒醫之家藝術之家は向後彌共に家業に精出し修行致させ相續候様に可致候若家業相續難成仔細有之は致養子家業相續致させ可申事

一領分法度場は不及申他所へ罷越猥りに不可致殺生勿論見物事有之節家中諸士並に下々に至迄一切不可罷越候事

右之條々享保七年被定置候通彌堅相守之若違背之輩於有之者曲事可申付者也

享保九年辰九月二十六日

(古今重寶記)

明和九年八月二十日大慈公長修は領内村々の一般農も役人も共に常々の心掛として、役人共から一般住民にもれなく申聞かしむべく三ヶ條の訓示を發表した

一第一親に孝行を盡し兄弟は勿論親類縁者に至る迄相互に睦じく致し、上たる者又佗人と雖も、年老たるものを敬ひ、下たる者幼弱の者を憐み、何事も如在なく、誠を本として、相互に助け合、聊成義と爭はず、善事は何者が致すとも見習ひ、男女子供に至る迄、正しくすなをに成様に教候事

仕候事

一名所之儀は其邊にて世間え相知申候名所中止候事

一漁獵之儀は岸和田城下並海邊村方にても漁事仕候段可申上候船數は不存候事

一紀州様御通行之儀近年はかばた海道御通は無御座候毎年當表御通被成候事

一御城中は凡四丁四方程御座候事

一從事領分出候物

和泉酢、岡田鰯、大海雲、干鰯、近木節、鰯鯢、飯蛸

一松村編笠唯今は不仕候

一阿間阿鳥の子紙只今は不仕候

一米麥諸色直段之儀は時之相場申上候事

一本綿之儀覺之通尤凡三步一通も可有御座哉に可申上事但當國は

毛綿專織出し申候事

一村方非人は無御座候事

一去る申年諸國異作に付米價を始諸色大高直に相成難造之者夥敷有之候に付從 殿様日々御救米御役所と申所へ御役人御出張に而申十月より昨西十一月迄被成下候同十一月より御領分中に而親に離身寄所も無之子供袖乞に歩候者は寒氣に凌兼飢凍候に付野村山と申所へ小屋爲御建御養被成申候唯今にても極窮民えは夫々御救御座候

一昨年來中分難造之者へは御米下直に而御賣被遣候猶又遠在にて難造之者へは夫々御米被成下候

一佐野村と申所は家數二千軒も有之難造之者夥敷候に付村役人え

御米御下ゲ被成遣日々被成下候尤身元宜者よりも施行致し申候

一御領分中に而身元相應に相暮居候者共より施行致し遣候者夥敷

有之候右等の者共へ夫々厚く御稱譽有之候

一右之通にて飢渴におよび相果候者は無之候へ共申年の暮より夏

頃迄疫邪流行仕候に付右にて相果候者多く御座候

一昨西二月大阪騷動之節(大鹽騷動)は御家中衆追々出馬有之御武

器長柄杯夥敷參候

一殿様御勝手向は前々より御難造と及承候へ共武器の御備は御行

届被成候儀に御座候

等以上は大体に於て我が岸和田藩が幕府の要求する處に従つて、之れに伴ひ沿ふべく取れる略各一的方法と実績とを語つたものであるが、尙藩の位置狀勢と立場よりしてそれ／＼特種個別の方針とも見るべきものは累代藩侯の性格意志から出發せる武備教育産業經濟等に對する折々の方針訓示に依つて窺知することが出来るこれが二三の例を左に收録すれば

享保九年九月十輪公長著が襲封の初めに方つて家中に示された條目

一公儀御法度堅可相守事

- 一文武之道專相可嗜之正禮不可及不義事
- 一武具馬具應身体可相嗜兵具の外不入道具不可調之事
- 一軍役人積如相定可嗜之事
- 一喧嘩口論制禁之若有之時荷担者可爲同罪事
- 一結徒黨不可企惡逆愆而不依何事一味不可仕事
- 一博奕賭勝負合停止事
- 一色慾にふけり並不行儀其外侍に不似合業不可仕事
- 一不應身の分限家作結構可爲無用新規の作業者不及申表立候致修復候はゞ用人共へ達し可受指圖候破損を捨置家居あらし候はゞ吟味之上可及沙汰事
- 一家中の子供他所へ遣候はゞ年寄共へ遣し可受指圖事
- 一於家中縁組取結候はば太刀格の者は年寄共扇子格の者は用人共へ相達可受指圖候尤他所と縁邊取結候義是又可爲同斷事
- 一婚姻之儀式隨分輕く可仕事
- 一家中之正々於岸和田衣類之義如定可相守並妻等衣類可爲同斷事
- 一浪人不可抱置若兄弟甥從弟於抱置は前廉年寄共へ可相達愆而浪人は不及申他所の者猥に城中へ不可入不叶義有之に於ては年寄共へ達し可受指圖候但し右之通斷申達浪人差置候はゞ宗旨の儀念を入相改早速宗旨奉行へ申斷之事
- 一家中の正々養子之儀只今迄の通其者の甥從弟迄之内家中にて見立勝手次第願出可申候家中にも右續之者無之上は他所に罷

出候とも甥從弟迄は勝手次第願出可申候右續之者無之候はゞ其段申達願可申候養子に遣候者有之節は可申付候無厄に候はば勝手次第之者願候様に可致候其節は家中にていづれ成共見立願可申候向後は其身の甥從弟迄之外は他所より之養子一切致間敷候家中にて養子相續可致事

一儒醫之家藝術之家は向後彌共に家業に精出し修行致させ相續候様に可致候若家業相續難成仔細有之は致養子家業相續致させ可申事

一領分法度場は不及申他所へ罷越猥りに不可致殺生勿論見物事有之節家中諸士並に下々に至迄一切不可罷越候事

右之條々享保七年被定置候通彌堅相守之若違背之輩於有之者曲事可申付者也

享保九年辰九月二十六日

(古今重寶記)

明和九年八月二十日大慈公長修は領内村々の一般農も役人も共に常々の心掛として、役人共から一般住民にもれなく申聞かしむべく三ヶ條の訓示を發表した

一第一親に孝行を盡し兄弟は勿論親類縁者に至る迄相互に睦じく致し、上たる者又佗人と雖も、年老たるものを敬ひ、下たる者幼弱の者を憐み、何事も如在なく、誠を本として、相互に助け合、聊成義と爭はず、善事は何者が致すとも見習ひ、男女子供に至る迄、正しくすなをに成様に教候事

一農業之儀は銘々家業の事に候へば不申とても其心得有べく候得
ごも猶油斷なく出精可致候、稀には心得違之者も有之候て大功
成先祖の名跡を絶し候事、不便の至に候へば、常々心得違なき
様に相教可申事

一郷中百姓身体の高下に不仍、家居衣類食物等、不過分限儉約を
專にすべし、是先祖の跡を永く子孫に傳る基たるべく候間、別
に幼若の者、女たる者へは、常々厚く其道理を教訓し、古風を
本とすべき事

右三ヶ條の通平生不相忘様に可申付者也

明和九辰年八月二十日

(世徳私纂並岸和田藩志)

天保五年三月岡部岸和田藩中世の明君、南山公長愼は領民を統べ、
家中を率ゐる藩侯の何れもが深く心掛くべき、人君の道を懇切に
説き盡し以て「岡部氏家訓」と題して同家累世に傳へた詳述五綱目
に渉る左の一編は只單に老公一箇の識見方針に止まらず、こは寛
永元年九月廿一日雄心公長盛が其の子弟に教ふべく用心完密にも
のした卅一項の誠訓や同六年霜月(十一月)可堅公宣勝が禪的哲理
に出發し宇宙の單元理から演繹して五常人倫に説き及ぼした彼の
顯徳論等の趣旨を基礎としこれに多少老公の意見を加へて敷衍し
たものである、而して其の説く處の内容は、當時封建時代に於け
る諸藩侯の頭に染み込み切つてゐた思想の上に到底求め得ない
——容易に見出すことの出来ない程の、新し味(?)を現してゐた

……とも謂ふべきか、そは大正の今日に至つては雲壤隔世の變化
を來してゐる現代の思想から觀ても「彼の時代にありながらよく
も此處迄に」と思はせる迄に感じのよいものがある、

従つて斯くの如き精神の下に施された我が岡部岸和田藩治は如
何に定めし善政であつたらうことを、これによつて明かに想はし
めるに足るもので、今吾が當藩治方針を窺はんとするに方つては
是れ最も重要な考証史料であると思ふ、



中世の名主南山公

岡部氏家訓

文道を篤く心掛べき事

文
は道の大用、至大至廣にして
天地をも經緯すべしとも、約
る處三綱五常の内に止る故
に王侯大人より士庶民に至る
迄、君臣父子夫婦の間日用行
事坐臥行住、須臾も離れず、

私慾を去り、公正を存じ、仁義禮智孝悌忠信、分々等々に隨ひ、守り行ふ事肝要也
今の諸侯にありては、祖先より傳へ給ひし、家なれば、應程も自分のものと思ふべ
からず、祖先の神主在して、我身は御名代を勤るとし心得べき也、官衙人民田祿家
財みな祖先より傳ふる處、當時沐雨櫛風、十死一生の御奉公を勤し故、過分の領地
を賜ひし也、今何の功勞もなく、飽食暖衣して士民の上にある事莫大の御陰にあ
らずや、さすれば少しも驕り隨意なる事故すまじき筈也、故に常々我等ごとき愚者た
りと云へども、全く代々の餘光を以て世を送る事、厚き御恩と心得るなり、大邦小

邦によらず封内靜謐に治め、民百姓を安樂に業をなさしむる事第一也、封内といへども我物と思ふは心得違也、畢竟天民を御預けなさる、故に、是を大切に存じ、撫育保護すべきなり、民は惟國の本、國固ければ國寧し、國寧きは則上への忠義也、漫りに課役をかけ民を擾すべからず、民憂へば窮す、窮する時は亂る、亂る時は、其の家衰微の基的然たり、左はあれ共憐み過て法度なければ民驕りて怠り、却て貧しく、或は刑を犯し又は下より上を制するに至る、故に必是を糾し誅するやうに相成、始の憐愍むに相成而已ならず、却て害するに至る、母の子を甘へかして其子放逸にて却て身を傷ふも同じ事なり故に子産は、政猛に如はなしと云、諸葛武侯は法行はれて恩を知るとも云へり、皆心に慈悲を含で法を厳しくせるもの也、故に上の人、身を修め道を守り候て、不法不義の民は急度罪し、一人を殺し萬人を懲すは是大なる慈悲なり、賞罰ともに天の有罪を討し、有徳を顯し玉ふ事なれば、一点も自己の私を用ふべからず、聖人も罰を愼といひ、訟獄を誤る事なかれとあれば、誠に愼むべき事なり上の教行届かすして民刑罰に陥るは、自身の罰と思ふべき也、國の善も君國の不善も、君故なれば、法は法にて罰し候共哀矜の心を以て、己後罪人なきやうにと心掛べき事也、如此なる時は、民罰すとも、上を不怨、其公正に心服す、其徳よく封内をなづけ、賞罰公正にして勸善懲惡するに足る時は、國家治まり孝悌忠信の風俗行はれ、日出度國と相成り、天命君恩に不背、祖先、父母を辱しめず、諸侯の忠孝是に終る、士庶人に至ては、忠孝同事といへ共、一人の身をよく修むる迄なり、諸侯大夫に至りては、人に瞻仰せられて萬人の龜鑑となるものなれば、つゝし守りて少しも偏私なる事有べからず、此道理をよく心に籠め守る時は、當らずと雖も遠からず、道に背き國を亂すに至るまじき也、是文道の大畧なり、天道順に運行して人を生じ給ふ故、凡人たるもの皆善性を具足して生る、されども亦氣質の偏といふもの有、故に昏明強弱の差別なき事あたはず、學ばずして其儘に捨置き候はゞ思ひ思ひに偏頗に相成、草木の己がまに／＼蔓り繁る如く、人慾肆になり

仰き、すべき様もなく相成るなり、是により其善ばかりにて情けく、少しも濁りなき聖人出世し給ひて教といふものを立給へり、是然し別に造作をなせしものにあらず、人々の性情に偏りあるを、人々は自身の有ものを見付ず、事かき困り候を聖人の教にて諭し示して自身と氣付きさるとるやうに致し給へるなり、故に凡そ人、右の學問を不致候ては、如何生れ付よき人も、性の玉を磨き明らかにすることは出來ぬ事なり、智者に交れば智となり、愚者に交れば愚となる、廬中の蓬は直に、蘭室にあれば香ふ道理なり、まして其智者中にて千世萬世に一人か二人僅に出世被成智の至極仁の至極の聖人なれば是れを學び倣らひ候はゞ、縦令愚なる人も明らかに、弱き人も強く、其琢磨にて自然と智出で徳積る也、孔孟生涯只々人に學問をのみ、勸め給へる事も此義なり、大禹は尺璧を不貴して寸陰を惜み給へり、上下共に己が勤の間に心歸み可申事也、又道は節義を守り忠孝を第一に教候もの故學問行はれ候得ば士大夫皆節操をみがき大節に臨んで奮はれざるものなり、漢の末天下亂れたれども、光武明帝の學校を興されし餘風ありて、忠節貞操の人多く、曹操の如き奸雄も、むざと漢を倒しかねしなり、南宋の終りも、文天祥謝榮山などを始め、節死の人多きも、道學の先生數多あらはれし故なり、但學問も邪正虛實の別あり、功利奇險の學には其益なく、却て害にも成事也、北宋に王安石の學行はれて天下亂れ忠死只侍師一人、明末天下忠臣なき等は皆曲學邪說行はれし故なり、又詩を作り文を綴るの學問は學の華にて學の實にあらず、能を誇ひ才にはこり、只人に知られん事を欲す、人の爲にして、治國の要にあらず、則君子の儒あり、よく己を修めて終に人を治むるに至り、小人の儒あり、人にほこらんと欲して終に其身を誤るに至る、學問に志し候共、其正を學んで其邪を戒め、其の實を勤て、其の業を略すべき事なり、其正其實を志し、専ら心を誠意にして道を闡み候ても、兎角に始あらずといふ事なし、克終りある事すくなきものなれば、終を愼むこと始の如くすべし、學問は身を修むるを以て要とし、身を修むるは誠を以て本となす、誠とは表裏内外一点の

僞妄なく、天地に對して恥べき事なく、開室をも不欺をいふなり、司馬溫公は、生涯の所爲人に對して云ふべからざる事なく、趙清獻公は毎夜香を焚き、再拜して其日の所爲を天に告げ、告げられざる事は不爲となん、斯く檢身嚴重にして行ひ愈影にも恥ざる事、尊び傲ふべき事なり、すべて人は命あらん限りは天の命じて勤めさせ給ふなれば戦々兢兢一刻の怠慢あるまじきことなり、慎ますんば有べからず。

武事を常に備ふべき事

武事は治國第一の要具なり、夫治亂興敗は測りがたきものなれば治に居ても亂をわすれず、安きに居て、危ふきを忘れざるやう心掛べき事なり、但兵は凶器なり、止む事を得ずして用ゆ兵は猶火の如し、燃めすんば、將に自ら焼んとす、故に兵を好みて止ざれば、百戰百勝すとも國家を亡すものなり、吳王夫差吾鄉智伯是なり、但人の上に居て民寇亂に苦めども、是を除く事不能は、是亦民を庇ひ治むる事不能、又君の道にあらず、故に寇賊姦仇民害を爲すものは、勉めて是を撤除すべき也、武の字は戈の止ると書て、暴人の戈を以て亂殺するを止るなり、決して己より兵を擧ぐるにはあらず、易にも寇を爲すは不利、寇を拒ぐは利ありとあり、兵書にも兵は暴亂を誅し、不義を禁する所以なりといへり又有文事者は武備ありと云ふは、常に非常に備ふべきなり、其備ふるには、分々等々なり、諸侯に至りては、家中一統よく勵み何時にても事ある時は御用立やうに、教育致し置くべき也、武術は夫々銘々得物有、故に其得物を、平日鍛練致させ置きたき事なり、一人立し武術も萬人寄せて功をなさしむるは將一人の心掛にあり、一人の敵を學ばず萬人の敵を學ぶと云ふは、大將の當を得たる言なり、北岳其教は劍術の名譽と云へども、終に家人に殺害せらる、是我身一人の劍術に長じたるのみなる故也、故に將たるものは、其の藝の善惡練磨不熟の程をよく見分け出来る程心掛有て宜敷もの也、能く家中の士を勵勉し武術の上手達者多く出来る事、今日上に對し家に對して忠孝と申すものなり、君一人上手にて其能にはこる時は、撫劍疾視曰、彼惡能敢當我哉と、此を匹夫の勇と云ふ、將たる者は、常々士卒を撫育し事に臨では謀を好く

斷じ、國家を保護するやうに心掛べき也、將は三年の司命、國家安危の繫る所、將其の道を得る時は三軍一心、共に死し共に生き共に水火に趣き、敗を轉じて功となし、禍に因て福となす、其道を得ざるものは、是に反す、慎ますんば有べからず。

諫を納れ用ゆべき事

古への名君は、能く諫を納る、漢高祖敬の諫を納れ、即日長安に都するの類なり、有言適于汝心、必求諸道、有言適于汝心、必求諸非道、いづれ自分には見えず、一寸先は暗し、離末の明目も自身の睫は見へぬと同じ事なれば家來共に氣を付でもらふ時は、おのづから智も出づ、其申し聞る事を用ひて宜しき節は、右申聞たる者は現れず、取用ひて行ひし主人は、いつく迄も善と云はれ我身の高名となるなり、用ひざる時は、たとへ下の善き事を思ひ付ても、再口を閉ていはず、左すれば身のよき惡しきは知れず、獨智恵にて誤りわからねば、縱令小過なり其日々月々に重りて、終に大過に相成、家の衰微となる也、舜の大智も人に取りて善をなし給ひ、問ふ事を好で蕞蕞の言迄用ひ給へり、故に百千萬人の智を集て、大智となり給へるなり、前の武事條に云ふ、萬人よせて功をなすと同意なり、周姬公は、聖人の御徳をはし、且文王の御子、武王の弟、成王の戚父にして、天下の宰相たり、猶一食の間、三度其の唾を吐き、一沐の間に、三度其髪を握り、一日の中に、天下白屋の士に下る事七十餘人といへり、夫聖人の徳、宰相の位、其上天下の賢人盡く朝廷に集りあれば、目見を申入者多分、諸役人の及ばざる事なり、然れども聖人自分足れりとし給はず、若し耳目の見分け及ばざる所あらんかと、斯く勤めあられしなり、今聖人の千萬一にもたらぬ身にして人の諫を拒み惡むは、誠にあるまじき事、故に上の人は能く下の情を考へ、夫々の諫をよくいる、は、君たる者の心得なり、君子の徳は風、小人の徳は草なれば、上の好みに從て諫諍正直の臣も出来、谄佞諂媚の者も出来る者なり、故に君たる者は下より申上よきやうに常々誘引致すべし、諫を拒み、非を遂るは桀討の天下を亡ぼす所なり、諫諍廢すれば萬事破る、甚なり、下の諫を聞かば自身の智をひらくと心得れば宜し、又々何か耳障

りを云ふと存するは、心得違也、良藥は口に苦くして病に利あり、主人たるものは、よく／＼朝暮心付べき事なり、直諫は一番難よりも難しと云へり、されば下より申聞惡きは固よりの事夫をよく勸るは主人の心にあり、千人の諾には一賢諤々に如かずと云ふ、心ある君は、臣の直言を以て己に逆ふをよろこび、阿諛して己に隨ふを疾めり、君明かなれば臣直諫し君暗ければ臣諛諛するもの也、孝經にも、諸侯に諍臣五人有る時は、其君無道たりといへども國家を失はすと見たり、古への賢君直諫を好みしに末世に及んで君たるもの諫を疾み、諫諍の道も、殆んど絶たり、君は日々に驕りて其道を知らず臣も常に諛ひて其身を利せんと欲す、如此して家國何ぞ衰亡せざらんや、燕雀堂に群り噪て、家の焼るを知らざるに似たり慎ますんば有るべからず。

儉節を守るべき事

古語に、奢より儉に入るは難く儉より奢に入るは易しと云

へり此語の如く奢りにはなり易きもの、儉にはつまりにくし、爲象著必不盛以土簋、將作犀玉之杯、玉杯象著必不盛藁藿、衣短褐而舍於第茨之下、則錦衣九重高臺廣室、稱此以求天下不足矣、遠方珍怪之物、輿馬宮室之漸、自此而始、故吾畏其卒也、右は殷の世、箕子諫め難きを知り、佯狂して時を待ける時の言也、奢りに長じ易き事、奢一本より、右の如く段々長するものなり、儉は人のよろこばざる事なれども、是天下の財を無益についやさるやうに致すこと、今日の勤めなり、諸侯大夫銘々の封邑限りある納まり高を以て、限りなき隨意をなす時は、何を以て其國家の用を足さんや、入るを量て出るを制するは、則國家の經濟なり、年々の納り高を以て、公務をはじめ家中の扶助、武事の手當、凶作の當等致さずんば有るべからず、さなくして驕奢に長じ經濟不手廻りとなり、富商を當にすることはあまりに云甲斐なきことなり、御治世にてこそ、右之通にて、年々を見苦しなからんといへども、決して本意に依らざる事なり我等右之處を常々心掛罷在なれども、いまだ志を果す事を得ず、後嗣の者、予が志を繼ぎ右の如く相成時は我家の大幸なるべし、前にも云こ

とく有物を以て一年分の暮を付るは第一の儉約なり、儉約と云へば何かきたなびれる様なれども、聖人も孔は奢らんより事儉せよとの給へり、此意を辨せず、みだりに驕奢にして、本を失ふ輩は、天物を暴殄すといふもの也、天の財を妄りに費す事、天へのおそれすなからず、天をもおそれず飽食暖衣逸居して、禽獸に似たるものは天の人と生み下されたるに背かざらんや、況や諸侯大夫として、士民の上に置せらるゝに何ぞ天罰なからんや、八珍を前に列ぬるとも、食ふ所は口に叶ふに過ぎず廣廈大樓も、居る所膝を容るゝに過ぎず、北國の名將も千疊萬疊席一疊千杯萬杯腹一杯といはれしなり、都で足るとおもへば足らざる事なきもの也、足る事を知らざれば天下を盡しても又足らざるもの也、其至極は國家を敗亡するに至る、故に孝子も足る事を知れば辱かしめられずといへり、漢の文帝露臺を作らんと欲し匠人を召て其の積りを問に、値ひ百金と對しかば、文帝百金の金子は、中人十家の産業なりとて、其の經營を止め給ひ、宋の仁宗は夜中御眠り出來ぬに付、腹中饑給ひて燒芋をめし度思しかど一夜の饑を忍ばずして以後の例にも相成らんとて、めし給はず、又給二十八枚を獻せしものあり、一枚一貫文の價のよしなれば、一度著をおろして二十八貫文を費すは、いかにも不堪事なりとて悦び給はすと也、二帝共に浣濯の衣を服し、衾絮とても布を御用なされ、宮女迄も衣地に曳かすとなん、故に天下富饒し、民禮義を重んじ刑戮を于すもの少く、當時崩御の時は、深山幽谷の民まで、父母を喪するが如く、奔走悲號して不止、萬世迄三代已後〇明君と稱美せり、すべて創業開統の君は、魏武唐文其外の君にても儉素にあらざるはなし、亡國の君は兎角に驕奢ならざるはなし、儉節と申しても、強ち金を持つ事にあらず、事あらん時の手當に、豫て無益の費を除きて有用に備ふ是武の肝要なり、諸侯の儉は、一体に封内の軌範となる、故に何事も質素に取次て觀做はすべし庶人に至ては、只今聊か金を出しても緩急の節は却て此ものにて通のよき事ありなど、申、宜しき事にはあらねども、一定なき身上は、時により右等の事あるべし、諸侯の如きは、ある

物にても其時に仕舞ふは儉約なり、都て何事によらず、上下の分別よく辨ふべし儉とさへいへば、少しも物を出さず吝むが儉と心得る事間違なり與ふべき利あらば上より下へめぐむが宜しかるべし項羽が印頼敵れたれども與ふる事能はずして天下を失ふ、強て財寶を積むことにては客裔になる也、紂鹿臺の財、鉅橋の粟を積みて、天下を亡ぼせし事あり慎まざるは有べからず。

閨門嚴肅に致すべき事

古へより女色は英雄豪傑の士も、是に惑溺して國家を亡

ぼし人の笑を取事まゝあり、是女は陰柔にして人に隨順し、能機嫌を取て逆らはず小人と同一なる故なり、眞誠に情慾を制服する大丈夫にあらざれば難き事と見わたる、乍去妻を娶るは祭禮を奉じ父母に事へて内を治め家をとゝなふる者故、一夫一婦は天下の達道にして男女室に居は人の大倫、諸侯太夫に至りては別に妾を蓄るも過ぐるにはあらず、しかし一人にても溺るゝ時は、是に蔽はれて人の善惡も不分政事の得失も不知、果は小人而已盛に進み君子は遠かるやうに相成、國の滅亡を招くものなり、殷紂の姐妲周幽の褒姒、千歳の戒なり、但君子は後無を以不孝の第一とせり、婦女を娶るは上は親に繼、下は繼嗣を儲けん爲なり、故に禮に女娶る家三日樂を奏す、親に繼事を思ふてなりと云、又嫁して三年子なければ去の義あり、右の理を外にして只娛みものと心得、情慾を恣にしてこれを寵惑し、反て婦人に制せらるゝに至るは心得違と可申也、婦人の性質小人と一類にて、極めて僻みきわめて陰毒なるものなり、愛着の心切なれども其變る事手を返すより速く、主人又は夫又子にたとへ親切成とも、其親切みな害となる者なり、心暗くして遠きを見事能はざる故なり、故に賢者は一点婦人の言を不用なり、又父子兄弟の中を隔て惡くすること皆婦人より起る、明の浦江の鄭氏、累世同居し家法甚だ篤し、明祖其故を尋られし時家を守る法婦人の言を聴ざるのみといへり、婦人の言を用ひざれば兄弟親族睦じく相成若婦人の言を取用ひ、これをして志を得せしめば驕淫毒賊に至らざるはなき者なり、呂后則天の如き、其殘虐子を殺し、夫を弑する事草を艾るが如く、刑罰峻

烈にして民手足を措所なし皆其性陰毒なればなり、斯恐るべきものに魂を奪れ腰をぬかし候事くちをしき次第にあらずや、貞女烈婦も無にあらず、しも容貌の美麗になつむべからず、吳の西施一顧傾國の色あれども不徳なりしかば夫差其國を亡す、齊の無鹽は一見して人顔を掩ふの醜婦なりと雖も、威王をして其國を安からしむ、是によつて是を見れば婦人を娶る事其顔色を論せず、其の徳性を取るべき事明かなり但し夫は妻の綱なれば、夫の身正しくして儉節なれば妻も如何して驕傲せんや、故に漢の文帝節意素勤めたまひしかば、其妃慎夫人衣を地に曳すと、心得ざる族は、夫返て妻に制せられ、其志を奪はるゝに至る、是其始夫の身情弱にして愛に過ぎ寵に踰るより出るなり、婦人頭飾は珊瑚玳瑁を用ひ身には綾羅錦繡を纏ひ夫たるもの持傳の武器もなくして今日勤の衣類までも調はざるやうに至る事實に以丈夫たらず、女色に溺れるといふべし、婦人の性質極て我慢なり、故に世の習俗にて、隣近の婦女好衣服を着すれば見習ふ事其の情なれども、志ある人は痛く制して惡風に陥らざるやうにすべし、然に制する事能はぬのみならず、却て是にならひ助て、淫靡をなすは、聞へざる事なり、故に藩にをいては木竹眞鍮類の笄を用ひ、銀杯に似寄候品も禁之綿衣に申付たり、兩三年は色々申候得共今は一同の風に相成事なり、又婦人は道理に暗きもの故に、巫祝神佛の事に迷惑し、己れ不正にして神助佛徳を得ん事を欲し、病時も祈禱にて癒ると思ひ、君父の恩寵も、君父を難有とも不存皆神助に有と思ふ、神は正直を好み、非禮を受すと云、貪殘無義の女子小人に冥助あらんや、しかし婦女の愚なるは元より當然の事なり、今其夫其君たる者も、婦女の習に染み、鬼神幽冥の當もなき事に心を惑し候事愚なる事なり、英雄の君は病て藥をだに用ひざりき、況や祈りて延命を求むる事有べけんや、臣子たるもの、君父の爲に己が誠を運ぶことは有なれども、自分求め祈る事勢々有べからずとなり、婦人を治るには嚴重を貴んで和に過るを疾む、故に易にも嚴厲に過て家人嗃々と暗苦しむも終には吉となり、婦人嚙々とげたり、笑ひ、見たる處よきやうなれども終には客と、い

かゝとも致しがたきやうに成と見へたり、笑ふかどには福來るといふ諺も、婦女子を治るには斟酌すべき事なり、凡庸奢淫樂にして貨財置竭し、臣民怨咨國を敗り家を亡す事、其病根皆婦人に在る、より起る、時に亂天より降にあらす婦人より生ずとは信なる言とはいふべし、桀紂幽厲古今無比の暴君も皆婦人を悦ばしめんと欲するより、炮烙の刑を作り、姐妲を悦ばし、事無きに烽火を擧げて褒姒を笑はし種々の惡處をなせしものなり、恐るべき事なり、閨門は風化の本、家整てのち國治る、易に乾坤を始にし、詩に關雎をはじめとす、聖人も深く心を用ひ玉へり、不可不慎次に飲酒の事心を用ひべき事なり、酒食は歡を合する所以とあれば兄弟親族朋友賓客其他に至り、心打解け相親む事酒にあらざれば不能、此春酒を造て以て眉壽を助るといふは、老人の血氣衰へたるには、上古より酒を以て老を養ひしなり、其上婚姻祝儀等は又必用のものなり酒はもと血氣を運らし心を和らげんと歡を交へ候ものなり兎角に始は禮式に用ひ候ても、終には其度を過して亂に至り、怒罵放蕩種々の無禮も起り、猥りがましく相成、却て不和の基に相成候事誠に元を失ひ候事なり、僧侶の如く酒戒を持し候は難き事ながら尙易かるべし、右にいふごとく人情世禮になくて叶はぬ物にて又亂れ易きもの故、詩にも酒を飲で益混克と見ゆ、酒にて血氣發揚候を本心温和の氣にて制克する故に、亂れ候事には至らざるなり、今にても高位の人氣遣ひの席にては亂醉せぬなり是にて志さん敬して居らば亂には至らぬ事知べし、古人も酒を飲みて其守を見といへり、本心を酒に奪はれ候人は、聲色にも利欲にも何にても魂を奪はれ申すべきなり、左やうの人は守りといふ事は成まじきなり酒は人々分量差別あり、且歡を交へ候もの故、賓客其他にても豫め升數を定る事は歡合の道にあらず、故に聖人は酒は量りなし亂に不及とのたまへり、然れども人情丁度の程にて止り難きものなれば、ひかへめて留り候事能やうに思はれ候なり、閨門の亂れ其他の害多くは酒より出るなり、大禹の旨酒を惡みたまへる事尤の事と思はる、只々大丈夫たるもの飲食の爲に本心を蕩かし候はぬやう常々心掛べき事な

り、不可不慎

【五〇】

右五ヶ條は、廣く世に布き、大方家に示さんとはあらず、只々自身のつゝしみ子孫の戒に備ふる而已、古の賢臣は高き事ながら、同じ人にてあれば、我等如き愚劣にても志を立勉勵し候はゞなごか金て及ばざらんや、凡人、指の人に不如を患て心の人に不如を患へず、身体手足の不具は如何ほど療治しても人並にならず、心の曲は改さへすれば誠に申分なき人となる也、勉すんは有べからず、又何事も節儉敦重を學び、磊落豪俠は倣ふまじきなり、敦重を學んで不得とも尙又謹敎の人となる、是鶴を作て不成ともなほ鷺に類すといふ、豪俠を學んで不成は輕薄の子となる、是を虎を畫て不成却て狗に類すといへり、雁を作りて出來ず、鴨に似ば餘り遜庭もなく可なりに似るなり、虎を畫てならす狗に類するは似付もせず、大相違に相成也、能々可心得、又言語慎べき事なり、

司馬溫公の盛徳も、妄語せざるを以て肝要としたまへり、口は禍の門は口戒を興す一言出る時は如何いたしても本の口へ入がたきなり故に詩にも、白圭の玷たるは尙磨くべし、斯言の玷たるは爲すべからずといへり、まして諸侯太夫は一言臣民の模範ともなる事なれば、ことさら戒しめ可考事なり、又人の上に有ものは堪忍第一なり、

朱の呂穆は、己を誘る者の名を聞く時は忘れ難く、聞ぬとても損なしとて其名を詰り問はれず、又范魯公は、鼻より醇醕三斗を吸はうとも忍ばざれば、宰相には成がたしといはれしなり、短慮功を成さすといへば、何事も熟慮して後悔に至らざるやう常々心掛べき事なり、予不肖なりといへども、一には父祖の餘教を奉じ、二には慈母の提誨を蒙り、三には家臣の忠言により、聊聞ける事有て此條々を記すなり、但し淺見薄聞なれば語言鄙拙にして志意の達せざるも有べし、其耻べき事なれ共、心に思ふ事其儘にて止ん事も口をしく思出るに任せて斯綴り侍るなり、願ふ所は後の子孫慎て是に志て勵み行ひ、家をととのへ國を治めて上は公儀恩責に報じ、祖先の

餘蔭を守り候やういたし度朝夕心をつくし候なり、禍福門なし只人の招くところ汝に出たるものは汝に反る慎之賜之。

天保五年歲次甲午春三月

南山老人選

(泉州史料及岸和田藩志)

以上採録せる二三の御條目や訓達によつて、岡部岸和田藩侯累代を通ずる藩治精神並にその方針の太体を窺知することが出来たと考へる、然して斯くの如き方針の下に施行された吾が岸和田藩政の内容一般を當時の記録に基いて部分的に之れを窺ふ時は、略々次の如うな状態であつた。

〔軍備〕岸和田城は前述の如く小出氏の時代に初めて城らしい城に築き上げられたものであつたが、其の當時は尙二の丸の石垣まで潮水が押して來て周圍も西方海に面する方域は繁げき蘆原であつた、其の後海濱汀の變遷から次第に海水が遠ざかり、かくて松平氏の時代に至つて過去の潮水浸つた蘆原も、住宅その他をも營み得る程度の地勢となり、傳馬口から坂口御門迄の新しい城廓も南大手から東大手へ通ずる往來も此の當時出来上つたものであつた、それに元和九年伏見城が取毀たれた際其の矢倉門其他諸材料の一部を當城にも引移されて一層城構へも立派に擴張もされた、其の後を亨けて入城したのが岡部氏でその轉封入城の理由からしても城廓の完成軍備の擴張に努めねばならぬ

岸和田藩通史 第二輯 岡部時代の岸和田

立場であつたので先づ宣勝は彼の機智からして巧妙なる掛引を以て將軍家から一斗櫛に一盛の黄金を下賜されてこれを軍備擴張費に充當した、従つて城廓曲輪は一層延長増築され、天守其の他矢倉曲輪等の壁を一切白堊を以て塗り立てたので、その白光海水に映じて爲に魚類遠ざかつて近か寄らず漁獵に大打撃を來したとて漁民の願ひにより黒く塗り替へたとか或は兩戸懸りに取り成したと俗説後世に傳へられる迄に手を盡して綺麗びやかに仕上げたものであつた、又傳へ聞く海上から遠望し得る位置にある寺院等に改造修築を加へて一見砦や曲輪の軍備施設に見せかけた策を採つたのも此の時分の事である、今その當時の規模を古今重寶記其他岸和田藩誌や一二記録に據つて見れば

天守、東西九間五尺六寸、南北十間五寸(文政十年十一月廿日落雷の爲め焼失)

本丸、東三十八間、西三十一間

南四十九間 北三十間

此の坪數 千三百六十二坪餘、(或千四百二十五坪ともあり)

城内總間數 東西三町二十二間 南北五町五十六間四尺

此の坪數約七萬二千三十六坪餘、(此の一間は六尺五寸の割)

總矢倉 十五ヶ所、

濱石垣塵落 十一、

外曲輪弓鐵砲の挾間 九百二十六、

御用屋敷	四百八十七坪
元御屋敷	千九百十四坪
三の丸	千五百十二坪半
太鼓部屋	五百九十坪
御勘定所	二百八十六坪二合
廐	四百五十坪
下臺所	百五十七坪八合
御供部屋	三百九十八坪(後頼母へ遺して取退け)
御茶屋	八千七百坪
内譯、馬場土手以東	八百六十四坪余
同 以西	七千七百十二坪
焔硝藏地	百二十三坪
新御茶屋	九百坪
濱長馬場	長 百四十一間五尺 幅 九間一尺
御船藏地	二百六十一坪
普請小屋	五百六十一坪
向御屋敷	六百五十九坪半
着到所	百六十七坪
城付の武器彈藥	
箱入鎗	百 本
	塗弓弦共 三百張

黑塗靱巴矢の蒔繪	五十挺	鐵 砲	三百挺
胴らん	三百	口藥入	三百
火繩 めん 竹 二百	三百	足輕具足冑及 び小手なし	百領
焔硝在高	千六百二十一貫八百六十匁二分五厘		
内譯 黒小箱	百六十函	叛	三十一個
長 箱	八十六個	小壺	二十七個
城 付 船			
五十六挺立	一艘		
三十八挺立	一艘		
四十六挺立	一艘		
二十四挺立	一艘		
十六挺立	一艘		
十二挺立	一艘		
御座十二挺立	一艘	大阪川船	
小 御 座	一艘		
通 船	一艘		
同所御船入	幅石垣より四間長十八間		

之等軍用船として備附くべき規定數は九百廿五艘なりしと云ふも實際は常備としては僅かに數艘の備へだにしてゐなかつたものと見へる、然して若し必要に應じては漁船を徵發する計畫で

あつたと傳へられてゐる、

尙軍備主体たる兵員數を見るに

給人格(五十石以上の士)以上

三百二十四人

中小姓以下歩行士迄、(五十石未満の士)

二百九十七人

小頭以下足輕卒迄

五百六十四人

長柄の者以下中間迄

四百七十三人

右總數千六百五十八人

これは平時に於ける兵員を示したものであるが戰にあつては五十石以上の士はそれ〴〵軍役として規定の人員(五十石は一人、百石は二人、五百石は十人、千石は二十人千五百石は三十人等の如し)を伴はねばならぬことになつてゐたから、いざ戰爭となつて總動員を下す場合は吾が岸和田城に集るべき軍勢は實に三千餘を算することになる、然して此の内在國留守役の兵員を残して出陣の組織を五備に分つて繰出し得る總人員は二千百七十二人であつた、

前 備

中與左衛門(千五百石)の率ゐる

四百七十四人

右脇備 (式陰先)

堀團右衛門(百十人扶持)の率ゐる

二百九十八人

左脇備 (式陽先)

益田源五兵衛(三百五十石)の率ゐる

二百五十二人

中堅之備 (御旗本)

藩侯自ら直接率ゐる

六百七十人

後 備 (後小荷駄備)

邊谷利左衛門(三百石の率ゐる)

四百六十四人

以上五備の兵員 一千八百十四人

外に馬子 二百八十四人

宰 領 七十四人

總合員 二千百七十二人

内總夫 二百六十八人

馬數 三百七十四匹

騎馬 九十二匹

夫馬 二百八十四匹

騎馬九十二匹の内五十匹家中持馬、三十七匹借馬、

五匹御召替、

外遊兵 香山彦六以下三十二人、

右の外留守役としては

家老久野三郎兵衛以下人數其他御隱居附人數江戸詰及京大阪

詰の人数人夫等を合して約壹千人は殘留してゐたものである尤も以上採録せる處は天明年間にものである古今重寶記其他享保年間以後の諸記録を基礎としたものである、享保天明と云へば岡部岸和田藩中世期以後のことであるから、當藩の始終全般を通じて見るも大体に於て之れと大差なからんことを信ずるものである

想ふに當時五六萬石乃至十萬石程度の諸侯の有する兵力は今日で見れば歩兵一箇聯隊の兵員と略々同数の勢力であつたものらしく、我が岸和田藩も亦右の數字に依つて見れば正に現今の歩兵一箇聯隊の兵員と相近似してゐることを認めるものである。

〔職制〕當時藩の職制は全國各藩とも殆ど同様其の職名は幕府に習つたもので其の發達系統は戰時の陣中から來たものであるから自然武職に重きを置き、民治關係の方面は輕ぜられてゐた、

尙職制の系統と云つても各職とも關係が不明瞭でそれ／＼殆ど獨立の形であつたのだ、

大体に於て各藩共同様であるが家老職の次位に年寄職があつて、此の年寄役に依つて總の下職制が直接に統轄されたものである

尤も年寄職と旁系の形式を取つて中老と城代との大役があつたけれども平常の實務には何等直接の關係する立場ではなかつた、中老は謂はゞ年寄役の顧問格で城代は戰時にあつては重要な留守師團長格の職制ではあるものゝ平常太平の世には要な

き立場である

其他武職として平時殆ど實務なきものには、番頭、旗奉行、御手先頭、長柄奉行、武具奉行等地位身分こそ高いけれども年に一回位武具の檢閲をなし手入を監督するに過ぎない職制であつた、

されど側用人以下の庶務、會計、工木、諸調査、監視、裁判地方民治、其他雜務に當る文官的職制は太平の常時と雖も寧ろ却つて繁務に屬する立場で高祿の士の如きは此の繁務を厭ひて此の職に就くことを好まなかつた程である、今是等の分掌職名の重なるものを舉げて見れば

側用人は近習役を監督し君側の雜務を處理する文事役中の最高職である、其の下近習役君側に在つて藩專屬の庶務を掌る關係上側用人近習役といへば自然藩士の間に權勢を有つてゐたものである、用人は直接事務役の筆頭で藩の庶務、藩士の身分支配、會計、諸事例調査、作事、記録諸役誓詞、月次進物、願届、茶事賄の日常に至る迄で一切事務分掌を統轄支配してゐた最も劇務の職制であつた、

目付役は藩士の風紀監視に當る職制でその中、大目付は上中士格の、目付は下士格以下の監督の任に當り一般的司法官職としては町奉行がある、されど岸和田藩にあつては町奉行は宗旨奉行を兼ねてゐたものであつた。

吉田忠左衛門、樽井村に於ては脇田右馬太夫、島中村は要源太夫、岸和田村は岸六右衛門の七人であつた。

七人衆は毎月數日城下に在郷會所に詰めて郡代の諮問に應じた、若七人衆の中その職に堪へない事情が生じた際は、豫て定てある門閥家の中から補欠を選定して補充することに決つてゐた、

斯く萬一の場合に補充員を選定すべく豫め定められてある門閥家を七人格と稱した、其の家は日根野村の目源六、信達村の角谷彦兵衛、加治村の山中佐右衛門、半田村の秦八右衛門等であるとして斯かる場合でなくも、重大なる問題が諮問案として郷會所に上提される時は、七人衆ばかりでなく七人格をも同會所に召集して諮問機關に加へられたものである、

以上の如く七人衆は地方の門閥家であり富豪であり、領民の代表者で善政を希ふ藩主に取つては最も重要な機關であつたから、従つて藩の諸役人の間に對しても相當な權勢を保持したものである。されば時に硬骨の者あつて藩政を批議して罵ることがあつても藩役人は之れをむげに威壓することは出来なかつた。庄屋は領内百八ヶ村悉くにあつたわけではなく、其の數は七十人前後で隣村の庄屋をも兼任するものが少なくなかつた、藩は新なる制令を發布し、或は新なる施設をせんとする場合、其の條項並に趣旨を記して御觸書と稱し各村の庄屋に配布した庄

屋は之れを受け其の趣旨に基き年寄や組頭を集め、その實行方法を協議した上、一般村民に向つて觸書に示す條項の實行を命じた、又一村一箇人に關すること柄であれば其の村の庄屋を代官所や地方役所に召喚して命を傳達し反對に其れ等から願ひ届けのある場合は矢張り庄屋の手を経てそれに依つて關係役所に手續したものであつた。(岸和田藩志に據る)

附 郡代巡見と難村救助 郡代は時に領内を巡見することがあつた

それは大方新任の當初に地方の狀況を知るの必要から行つたものらしく大略五年に一回位のものであつた、其の際には郷會所並に地方役所から庄屋庄屋に注意書を兼ねた達しの御觸を書を回章の如くにして送達したものである、今其の一例として文久二年三月の際の觸書寫を見れば左の如くである。

御觸書寫

一 御 郡 代	三宅元右衛門
一 同	佐々木惣左衛門
一 御 代 官	一 人
一 御 地 方	堀川陸右衛門
一 同	大村田左衛門
一 池 川 方	大谷藤兵衛
一 同	尾崎只治
一 同 小 頭	川崎彌七

右何れも御巡在爲見分來月十日過罷越候間例之通取計可申候尤供廻三十八

人之内三十三人は村繼人足用意内十二人駕籠人足に候間之又取計可申候
但し出宅之日は書辦當後より村人足用意之事

二月五日

地方

覺

一御巡在彌來る二十二日より御越被成候間村々庄屋年寄領境へ御出迎可被成候事

一休泊茶所之儀は先例之通御心得可被成候事

一床毛氈には不及薄縁五六枚葦十枚計切火繩用意之事

一道路掃除には不及候得共惡敷所其心得之事

一御泊りの村にて見能き夜具五口用意之事

一休泊村にて人足二十三人用意之事内十二人駕籠人足殘十一人平供人足

一領境嚴候村方有之候は御書かへ被成候て御廻り可被成候事

一御出宅之日雨天に候は御廻り相成候事

右之通御心得可被成候尤刻付にて早々御順達廻り留村より郷會所へ御戻し可被成候以上

三月十三日

郷會所

右の内前者は地方役所から出で後者は郷會所から出である、即ち前者は監督筋の役所から出た命令書であつて後は藩民の間に介在して双方共萬事に遺漏なからしむべく設けられてゐるお世話焼筋の機關から出た領民の最も信頼すべき注意書である、之れに依つて兩所性質關係を知るに足るものと思ふ。

難村救助のことに關して岸和田藩志は次の如うなことを書いてゐる。想ふに以て一般を知るに足るべきを以て之れを轉載

して置く

水害等によりて土地荒廢する時は、永荒、常荒など稱して、其の地の年貢を全額又は一部、永久に又年切に免せられ、又村民疲弊して年貢を完納する能はざる時は、繕ひといいて、庄屋の歎願により年貢の幾分を免せられしが、更に金穀大元締、吟味役各數名を置きて、難村救助の事に従はしめ、領内の庄屋中より、若干名の融通方といふものを命じて、夫々相應の金額を融出せしめ、以て救助の費に充つ、其の形式は融通方の融金せしものを、先づ藩に借入れ難村の請願により其の村の庄屋に貸下げらるゝ仕組なり、融通方の中、世話方といふは、一定せる家にして、地方の富豪なり、其の他は臨時命せられ、世話方は五十貫目宛、其の外は各人の富に應じて、三十貫目乃至十貫目の出金を申附けらるゝ、但し此の金は十ヶ年賦に上納するものとす、さて村治に功勞あり、又は融金して藩の財用に資せし庄屋には、種々の優遇を與へて之を表彰せり、其の表彰法の重なるものは、

苗字御免、合印提燈御免

地所、地廻、幕刀御免、扶持米給與

等にして、其の他年頭の禮席順を上げらるゝこと藩公歸城祝の席又は初米祝儀の席に招かるゝ事等なり、左に其の辭令の一例を示さん

窪田村

庄屋 甚次郎

其方儀兼々心得宜敷此度川渡仕法に付掛り申付候處諸人へ申諭方能行届格段骨折相勤猶御國恩相辨四百工御手傳いたし奇特成る事に候依之爲御賞譽御歸城御禮他所帶刀御免御禮席拾人御上げ御免之品々忝代迄被成御免候事

子五月 印

〔財政〕岸和田藩岡部氏の領邑は最初可堅公宣勝のこゝに封せられた當時は高六萬石であつたのを其後次代最乗公行隆が寛文元年十月廿七日襲封に際して、幕府に願出で内五千石を弟主税介高成に二千石を同阿波守豊明に分知して以來高五萬三千石領邑の範圍は、和泉國の中、南、日根兩郡（現今の泉南郡）の大部分當時百八里と稱せられ百數十ヶ村に涉つてゐた

尤も御朱印には、和泉國南部之内四十七ヶ村、日根郡之内四十四ヶ村、高五萬三千石云々と見えてゐるけれども、其の村數は時代によつて多少の出入があつた、例へば泰心公長備の天明二年四月十三日に領内鶴原村、男里村、嘉祥寺村の三ヶ村を幕府の命に依つて上地し代官青木楠五郎に引渡したが其の代りとして、山中村下別所村等八ヶ村（或は十三ヶ村ともある）を與へられた一、男里村、一鶴原浦方、一嘉祥寺村以上三ヶ村天明二年寅四月十三日於江戸表公儀へ御上地に相成り御代官青木楠五郎様へ引渡し候様被仰付候右代り山中村下別所村荒木村下池田村高月村忠岡村小間津里村和氣村右村々御公儀より御渡し候（古今重寶記）ともあり又岡部氏年譜には、

天明二年四月領内鶴原嘉祥寺男里の三ヶ村御用に付代地として日根郡の内十三ヶ村拜領せらるゝとある斯くて天明四年に至つて右三ヶ村は從前の通り舊領に復歸したが更に同族岡部仙左衛門分の二千石高の澤村並に鶴原陸方が他領に編入され

たので其の代りは江州の内と與へられた、

同四年八月鶴原以下三ヶ村御用濟に付復歸せらる（世徳和纂）

天明四辰年舊領へかへり候乍去岡部仙左衛門様御分二千石澤村鶴原陸方他領に相成り代り江州之内にて被成候事（古今重寶記）

斯くの如く領分の村數に多少の出入があつたばかりでなく、他領の預地がなくなかつた、南山公長愼の「文化十三年閏八月廿九日和泉國石原庄三郎代官所の内、一萬千石餘代轄せらるゝ、又天保二年五月廿七日泉州日根郡の内若干石を代管せらるゝ」（世徳和纂）とあり、又岸和田藩志の記す處に據れば「天保十五年（弘化元年）調へによる御預所は、二十二ヶ所高一萬千四百三十三石餘なりき」ともある、

以上の如く領邑に出入があつたにしても、決して高五萬三千石を降る如うなことはなく、殊に預所などを加へれば寧ろより多かつたものと見るこゝが出来ゐる、

而して藩の財政は之等領邑から取立てる諸税の範圍内で維持されるのであつた、是等租税（御物成）種の重なるものを擧げて見れば大體次の如くである、

御物成 (租税)	年貢	本米(本税) 小作料(地租とも所得税とも) 役米(附加税) (見るべき) 五分役(戸別割) 村費負担(府縣稅村稅戸數割とも見るべき)
	小物成	山年貢、茶年貢、炭年貢、 柿年貢、松茸枝木、酒造株製油株等の諸運上 各種商問屋の冥加錢 浦役銀等

右の如く稅種は相當多かつたけれども、當時稅といへば、年貢のこと、總括的に云はせた、その年貢は米納のことだと迄思はせる程土地と云ふよりも、その田租が藩經濟の殆ど全部の收入であつた、

當時稅率をトリカと稱した、トリカは各種稅は勿論、同一田租中でも地質や位置或は同一呼反別の廣狹によつて相違があつた其のトリカの呼び方は「幾つ何分何厘」と云ひ十分の幾つと云ふ意味で、何割何分何厘と同一で、例へば五ツ一分九厘と云へは五割一分九厘の意である

今享保年間頃の調査に基く各村別のトリカを一覽するに

最高は	九ツ三分五厘	(麻生川筋の三ヶ山村)
次	九ツ二分	(中通りの大木村)
次	九ツ一分二厘	(木島谷の三松村)
最低は	四ツ一分	(麻生川筋の大川村)
次	四ツ五分四厘	(阿間谷の極樂村)

次 四ツ七分二厘 (近木庄の浦田村)

即ち當時の稅率は認められてゐた收穫高の四割一分以上九割三分五厘に達する如何に小作料とは云へ之れを今日から觀れば一見實に苛酷之れより甚しきはない如く思はれるけれども、事實は決して酷でも何んでもなかつた寧ろ今日に比較したら樂であつたかも知れない、と云ふのは、一藩で認める收穫高は實收穫ではない——遙かに内輪に見たもので百姓自身には實際免租の形にある地面を相當持つてゐたものである之れを德田と稱して公然認められたものだ、謂はゞ認められてゐる收穫の全部を上納しても苦しくない者もある從つて德田の多少はトリカの大小と直接大なる關係を有するものであつた、さればトリカの高い村は却つて利得が多かつたと傳へられてゐる。

是れ等の消息に關して岸和田藩志は山路愛山氏の説などを引用して詳細に物語つてゐるから左に轉載して考に備へて置く

租稅としては苛重なるが如しと雖も、山路愛山氏も云へる如く、往古の大寶令に定められたるもの(田稻百束に付四束四把)若しくは今日の稅率の低きは眞實の租稅なるが故にして幕府時代の年貢の高きは實は小作料なればなり、當時我國一般に行はれし田租は所謂四公六民或は六公五民の制にして小作料としては比較的寛なるものなりき、左記東西窪田村の水帳にある土代盛なるものを見て知るべし

東 土 代 盛

西

上田	一石九斗	二石
中田	一石八斗	一石九斗
下田	一石七斗	一石八斗
屋敷	一石八斗	一石八斗
上畑	一石六斗	一石六斗
中畑	一石五斗	一石五斗
下畑	一石四斗	一石四斗

この土代盛に對して東は五ツ三分一厘、西は五ツ九厘のトリカなれば、窪田村の土地より見て決して重額とは云ふべからざるなり、

而して再び山路氏の説を取ていへば、封建の制度には虚隙多く郡村の石高は必ずしも其の實數にはあらず、即ち文祿以前の檢地には、六尺三寸四方を以て一步とし又新田割渡の時の如きは、故らに役人の手心を以て間尺を延ばし、六尺五寸四方を一步とし、時には三百六十歩を一段とするが如きことあり、其の他慣習を尊重せし所より免租又は極めて低率の地などありて、農民は未だ曾て租税の苛重を訴へざりしなり、我が岸和田藩の如きも第四章(三章の誤か)に示せる、とりかに依て知らるゝ如く、随分高率を以て課せらるゝ村あり、三ヶ山村の九ツ五分三厘(九ツ三分五厘の誤りか)大木村の九ツ二分の如き、殆ど農民の段へ得る所にあらざるかに想はる、而もそれだけ又虚隙多かりしならん、現にとりかの多き村は却て利得多かりきと語せる人もあり、又當藩領内に所謂徳田の賣買行はれしが如きは虚隙多かりし實例なるべし、徳田の賣買とは例へば一段歩の田地にして年貢其の他の難費を優に其の内の七畝歩にて辨じ得るが如き時は、三畝歩を隣地の所有者に賣却するを云ふなり、されば水帳に書上げられたる田地の段別は實際と大に異なることあり、即ち甲は乙より三畝歩の徳田を買へば、甲の所有地は一段三畝歩となり、乙のは七畝歩となれども、これは勿論

庄屋だけの黙認を得たる内審の事にして公にすべきにあらざれば水帳はそのまゝとなり、年貢も甲乙各一段分を納むるなり、而も乙は左程苦痛を感ぜざりしなり、舊時の富裕者は多くこの徳田を有し、納税の義務を負はすして土地の收得を壟斷せしが、廢藩後の檢地によりて打撃を蒙りし者少からざりき、

以上の如きトリカによつて先づ基準年貢高が決定された、是れを當時本米と稱した、尙更に此の本米高に基いて役米と稱した其の石に付て七升一合づゝの加納米を添へることになつてゐた抑も此の役米なる年貢の濫觴は豊臣時代に始まつてゐる、其の當時各地から大阪に納米するに際して其の運賃其の他の雜用に相當する米を加納したものである是れを役米と稱した、尤も其の當時大阪まで運んで行つて納入すべき重い容張つた年貢米を便宜地元で設けられた倉庫に納めるのだから、それに対する運賃や雜用を納入者が負擔するのは當然であつた、然るに其の後徳川時代に入つての當地方は事實に於ては斯くの如き加納米の必要を感じなくなつたにも拘らず、猶も其の當時の習慣を利用し藩の利益の爲めにこれを敢用して取り立てたものである。

要するに右の如く本米と役米との關係は、本税に對する附加税とも見るべく、此の兩米を合せたるものは年貢中の大部分を占める小作料で今日で謂はゞ地租とも所得税とも觀るべきものであるが、此の外吾が岸和田藩には當時の水帳を標準とする戸別

割とも観るべきかの五分役と稱する年貢があつた、是即ち認められてゐる收穫高の五分を徴收するもので、其の内三分は庄屋の給料に二分は池川修繕費に充當するといふ名目の下に徴收した年貢であるから、今日の或は地方税町村税戸數割とても観るのが適つてゐるかも知れぬ、

斯く五分役の名目は右の如くではあつたけれども其の實際は二分役庄屋や年寄の給料其他の經費（内一分は庄屋給、半分は年寄給、半分は消耗品費）に充て残り三分役は庄屋所有の土地だけは特に免租することゝし他の一般民から取り上る分は盡く藩に上納したものであつた、

封建時代の脱税

脱税の起源　されは昔も今も變らぬ心掛の良くない利己主義な人間は此處に藩律の欠陥を付け込んで、自己所有地を庄屋の所有地の如く装ひ、三分役だけにても年貢米の納附を脱がれやう計る者が少なくなかつた、一方庄屋も亦此の罪惡を教唆し幫助して脱税の道を計つたものである。

以上は重なる税種と其の性質及税率の大略を記述したのであるが、さて藩治財政上唯一の生命たる年貢總高は、斯くの如き税率を以て決定される、これ等各種税額の總合である、然らば其の決定に當つて據るべき目標は――それは云ふ迄もなく當藩領土以内に於ける各領民の所有地に對して課する年貢高決定の必要上認定し來つた、收穫高の總合即ち領分總高である、これも時

下 歲入

代によつて村數に多少の出入がありそれに伴ふ領邑面の廣狹や土地の狀況の上にも幾分の差異を生じたと同時に従つてそこに多少の變化は免れなかつた、然りと雖もこれを各時代を通じて観る時大体に於て大きな相違のなかつた事は二三の信すべき記録によつて窺ふことが出来る。

今一例として享保年（六年頃）の書上寫によつて見れば、御朱印高五萬三千石に對して

御領分兩郡總高（齊藤氏の四季心得草による）

南 郡　二萬三千八百四十九石四斗七升六合

日根郡　二萬九千五百五十石五斗二升四合

（内）田　二千三百十八町五反二畝十步

畑　四百六十町八反八畝二十七步

外に

新田　二百二十九町九反三畝一步

新畑　二百八十四町四反五畝九步

此高　五萬八千六百七十五石八斗四升四合

大体に於て右の程度の總高並にトリカに基いて徴收された御物成（租税）高は之れを年貢及小物成別に安永から天明年間頃の記録によつて見れば

御物成之事（古今重寶記による）

一正米四萬千三四五百石但し新田高共（年貢）

一銀四貫八百目三分八厘、或は四貫七百九十目八分 浦役銀
内譯(役銀並に船數)

岸和田分

一百 石

一 艘

一五十石より六十石迄

六 艘

一漁 船

百廿一艘

此浦役銀

六百目

春木村分

一四十五石より六十五石迄

九 艘

大阪渡海

一漁 船

十三艘

此浦役銀

百目八分

津田村分

一七十石

一 艘

一漁 船

一 艘

此浦役銀

三十目

脇濱村分

一三百三十石より九十石迄

六 艘

此浦役銀

百 目

鶴原村分

一五百石より百廿石迄

五 艘

一百石より四十石迄

八 艘

此浦役銀

二百目

佐野村分

一七百石より六百石迄

七 艘

一五百石より五百五十石迄

八十一艘

一三十石より四十石迄

七十六艘

一八十石より二百石迄

四十一艘

一漁 船

二百三十艘

一北出村船

大小十二艘

此浦役銀

一貫八百目

嘉祥寺村分

一四百五十石より五百石迄

七 艘

一大阪渡海

三 艘

一漁船武州房州總州にあり

百三艘

此浦役銀

一貫四百四十目

岡田村分

一一百十石より二百石迄

九 艘

一八十五石より四十石迄

五十六艘

一漁 船

十八艘

此浦役銀

二百四十目

樽井村分

下
歲出

藩政改革

- 一 六十五石より百石迄 四艘
 - 一 廿石より五十石迄 四艘
 - 一 漁 船 四十二艘
 - 此浦役銀 二百八十目
 - 船數ノ九百廿七艘
 - 銀ノ四貫七百九十目八分
 - 御領分浦々高札建有之數左之通り
 - 一 春木浦、岸和田浦、脇濱浦、鶴原浦、佐野浦、嘉祥寺浦、
岡田浦、樽井浦ノ九浦也
 - 一 銀二貫五百十二匁三分一厘、松茸並松葉枝木代運上
日根野村熊取谷運上銀とも
 - 一金八兩二分 御領分中諸色問屋ねぐさ問屋、魚
 - 一 銀一貫七十一匁七分四厘
 - 問屋、車屋粉挽車、古手諸色問屋古手問屋古手道具市株、
雜喉問屋青物問屋御禮金銀
 - 一 錢十六貫三百匁 水間口山手錢
 - 一 (?) 組々繩役銀
 - 一 (?) 諸普請方懸釘役銀
 - 一 (?) 大納戸寄荷物錢
- 又天保二年頃の調べによつて見るも
去ル卯年(天保二年)御物成ヲ以勘定岸和田藩志

一米三萬九千六百六十四石九斗一合 本田畑小物成
餘米起方新田畑本役米共

一米千百七十八石七斗四升二合 諸役儀代米

一米三石三斗 河合山口留米並土生村木積村取立米

ノ四萬八百四十六石九斗四升三合

となり尤も年々により多小の増減はあつたらうけれども、大數に於て岸和田藩の歲入たる御物成の總額(量)は四萬一千石を往來してゐたつたものと見て差支ないと信ずる

次に右の如き歲入に對する歲出の狀態は當時の記錄に溯つて調査して見れば、殆ど各時代を通じて年々歲々の支出超過で歲入に不足を告げないことは稀であつた程である。此の結果は畢に岡部岸和田藩中世の明主南山公長愼によつて天保年間の藩政改革——主として財政改革——となり極度の財政緊縮となつて現れた。

今當藩の歲出に關して、古今重寶記に表れてゐる泰心公長備の安永五年に於ける年中御積書を一例として、轉載すれば左の通りである

年中御積之事

一金五兩銀二貫五百十一目四分岸和田御寺の賄銀、十一石七斗八升九合山崎海福寺、金四十九兩三步江戸御寺々賄金一ケ年分、現米二百九石六斗八升岸和田寺々知行、現米廿八石三升

岸和田寺々齊米、現米十石駿府寶泰寺分

米ノ二百五十九石九斗四升九合此代十五貫五百六十九匁九分

四厘

石六十匁替

金ノ五十四兩三步此銀三貫二百八十五匁

銀ノ二貫五百一十一匁四分、三口ノ廿一貫三百六十六匁三分四

厘、此外一貫七百目御寺々御修復用

合廿三貫六十一匁三分六厘

又此外美濃國端巖寺御賄米 安永六丙申年積之

一二萬五千三百五十石 百石以上十百廿五人、此現米一萬六百

五十七石一斗四升

一一萬石 五十石より九十九石取迄並に大扶持取小扶持取、此

現米四千二百四石

一三千二百十石 切米取士分

一二百七十五石 甲賀士分

一千九百八十石 小頭廿人足輕百八十人

一三千七百石 小頭以下六石取百八十人、六石以下小役人組離

之者御旗組、御城代組御郡代組御長柄之者定番江戸中間迄人

數千人

一千三百五十石 桂輪院様

一千五百石 外記様(十輪公長著の室長住の母天明元年卒す)

一千石 大殿様(圓覺公長住安永元年四月隱居す)

一八百廿石 但し二千石四ツ物なり

一四百廿石 新大殿様(大慈公長修長住の弟安永五年八月隱居

す)

一七十石 頼母様

ノ三萬四千七百九十四石

一二千六百六十兩 一ケ年御扶持米代、江戸分一ケ月百八十兩づ

つ

一三千兩 一ケ年江戸御入用平均一ケ月二百五十兩づつ

一千五百兩 御番所入用金

一千二百兩 江戸御往來入用

一千五百兩 岸和田諸御入用一ケ年分

一六百兩 右様々御入用増見込

ノ一萬兩 此米一萬石

ノ四萬四千七百九十四石 但し御家中御借米だけは郷中へ被成

下米並損亡見込

右の記録を最近の某書は「安政の頃なるべし」としてあるけれども之れは何んかの誤りと思ふ、第一古今重寶記其の物が天明年間の著述であるし、右の記録中桂輪院様とあるは、十輪公長著の室である、岡部氏の系圖其他によれば桂輪院は天明元年五月二日に卒したとある、その存命中に、當主の外に新大殿、大殿と先代兩名の生存して居たことは泰心公長備の時代より他にない、長備は長修の長子で封を襲ふたのは安永五年八月十八日長著の卒したのは寶曆六年六月四日であるが、長住は文化六年八月八日に長修は寛永七年十一月廿五日に卒してゐるから此の場合當然大殿様

とあるは長住のことで新大蔵様とあるは長修のことである、

而して此の記録の當年は長備の襲封した安永五年以後桂輪院の卒した天明元年以前でなければならぬ然るに此の中に安永六丙申年度から積られることになつてゐた美濃國端巖寺の賄米が六年から積之と斷つてあるだけで其の高を記載してゐない處を見ると安永五年即ち長備の襲封した當年の御積を其歳末（或は其翌年早々）に勘定書としたものゝ寫しと推定するを當然の如く想はざるを得ない。

兎も角も以上の歳入、歳入を比較して見れば、四萬一千石前後の歳入に對して約四萬四千八百石の歳出であるから、そこに殆ど年々三千石から四千石に近い支出超過を來す状態であつた、

斯くの如く年々の歳出超過高は借財として残つて行くのであつた、この年々の借財は積重なつて天保二年頃の計算によるとその總額が銀一萬五千四百餘貫それを米に換算して實に二十九萬五千八百餘石殆ど三十萬石と云ふ莫大に上つた、僅か五萬三千石當藩が三十萬石の借財は全國諸藩を通じても決して少ない方に屬しては居なかつたのである、

要するに吾が岸和田藩の財政は決して裕かな方ではなかつた云ふよりも寧ろ頗る困難な方に屬してゐた、されば累代の藩侯は何れも之れに頭を悩めたものと見える、遂に天保年間に南山公は英斷を以て大改革を執行したのであつた、此の困難なりし状態、之れに對して南山公の處置並に困難の理由等に關して岸和田藩志は次の如くに叙してゐる、

毎年借財に借財を重ね、天保二年の借財總高銀一萬五千四百餘貫、米にして二十九

五萬千八百餘石といふ多額に上るに至り、終に君公を煩して訓諭を下し藩士の覺悟をも定めしめんとして御使番以上に對しては借財總高及び其の年の歳出入の内示となりしならん、而して其の結果借財返済方法を設け、年々に償還することゝなりしものと想はる。

要するに藩の歳入は四萬一千石内外、歳出は年中御定用約一萬石士卒其の他の給米約二萬五千石村々の繕米及び池川普請料約五千石其の他合せて最少三萬七千石最多四萬五千石にして、財政は累々裕かならざりしものゝ如し、こは全く幕府の、諸侯をして參勤交代と妻子の江戸在住とを以て、自ら疲弊せしめんとする政策に基く所なるべし。

右の内當藩の財政困難なりし理由の見解は其の一部に過ぎないと思ふ、當時參勤交代や妻子を江戸住居せしめることは全國各藩を通じての事であつたにも不拘特に困難なりし藩は其藩特種の理由がなければならぬ、それは一二に止まらなかつたらうけれども其の内容易に發見し得ることは、藩の領土が比較的調査が行き届いて居て呼び高よりも餘裕の少ないと云ふよりも正確に過ぎてゐた事と小藩の割合に重任の立場に位置してゐた結果當然軍備に比較的多用（五萬三千石としては比較的家中其の他の藩臣が多かつた如き）を要した事である、（轉封の理由を見ても知るべし）

知行呼高よりも實収入が少ないとは情ないことだ、それも殆ど二割以上三割近も減少してゐるのだからやりきれない筈だ、當時列藩の中には知行呼高よりも實收が多く甚だしきは二倍程にも上つたものが少なくなかつた、是れ要するに徳田を多く所有してゐ

る百姓は假令トリカが高くも何等の苦痛を感じないばかりか却つて利得が多かつたと云ふと同理由である、我が岸和田藩に於ては藩侯が財政に苦しんだばかりでなく、従つて一般藩臣も亦同一理由の下に同様に困難を感じたものである、例へば知行百石取りの當藩士の實収入は僅かに米二十九石四升とは實に情ない状態にあつたものだ、此の計算方法は當時次の如くであつた、

割合は四ツ物成と稱して實收高は知行高の十分の四だと云ふ意味である、此れを本米といひ唯それに一石に付七升一合づゝの役米を給せられる丈けであるが、それよりも御借米と稱して知行百石に付十三石の寄附米を義務的に引き去られるのが却つて結果頗る割が悪いことであつた、其の數字は

知行百石の士

一本米四十石

一役米二石八斗四升

計四十二石八斗四升、内八斗運賃米引

残り 四十二石四升

内 十三石 御借米(義務寄附天引)

残り 二十九石四升

内 七石 春夏御貸米(一部支給)但し三石五斗づゝ

残り二十二石四升

内 三石五斗(一部支給)十月から二月迄の飯米として

三石五斗 春夏御貸米の利(天引)

残り十八石一斗九升(大部分は諸拂借用利子等に押へらる)

結局利子米の天引等を除けば實収入は知行高の約四分の一程も當らない有様であつた、

然らば岡部藩侯は故さらに家臣を酷遇したのかと云へば決してそうではない之れ以上如何んとも遇せんとするも道がなかつたのである、要するに君臣共に財政には相當苦しんだ時代が多かつたのである

(産業) 並土木

封建時代の藩侯は、其の領内全土を所有する大地主の形であり、藩治財政は其の小作料とも見るべき米年貢によつて維持された關係上、當時の産業及其の獎勵も亦共に農本位であつたことは全國を通じての一般であつた、

然れども前項の財政欄にも述べた如く、尠ならず苦しい經濟状態にあつた吾が岸和田藩にあつては、單純に農業獎勵のみを以て、唯一の産業政策と決定し以て足れりとするこゝが出来ない、更に此の限定されてゐる領域以内に於てよし經濟の緩和を謀り比較的樂な財政状態を辿らんとする上に、民富を増進し財源を求むべく適當の政策を講じて行かねばならない立場にあつた、従つて農業以外に適地産業が研究され獎勵されて自然發達を來したものが少なくない、

斯うした考へ、斯うした政策は、吾が岸和田藩侯の累代中幾人

【六七】

である、種々なる原因で收穫に甚だしき減少を來して、農民が困窮し、植付や年貢納入に苦しむ折は其の旨を庄屋年寄等から代官所に願ひ出でて或る年限又は永久に免租或は救済米の給與を受ける、是れを繕米と稱したのである、吾が藩に於ては此の繕米の額は年々實に二千石の多きに上つてゐたと云ふを見ても如何に農民を慈しみ、如何に農村衰微を憂へたかを想ふに足ると同時に換言すれば農業獎勵の意を窺ふに足ると思ふ。

次に農業と土木との關係は目的と其手段との如く最も密接なりしを想ふのである、當時地方土木の役は農事獎勵の爲めにのみ設けられてゐたつた如うな觀がある、それは郡代の監督下に屬して池川方と稱して代官、地方兩役所と相並んで池川方役所と云ふのがあつたことは前述の如くであるが、此の池川方はそれに屬する仕事の範圍から觀ても、經費支出の方面から見ても、平時に於ける藩土木の大部分であつた、

然して其の作事施設の主なるものを挙げれば、水源涵養の爲めには森林培植し、飛砂濤水の害を防止する爲めには並木を作り堤防を築き、灌漑を利するためには水路を修め溜池を穿ち、悪水を排して其の便を計り、農作の交通運搬の爲めには橋梁を架する等總て農作本意の工事のみで、純然たる一般運輸交通の爲に施した土木事業をひととして認める事が出来ない、唯一に農業獎勵の手段に設けられてゐたものと云ふも過言でない、然か

も以上の工事は池川方が年中從事する仕事の全部であり尙更に藩の土木費用の大部分は此の方面に投じられ、其の額は年々千二百石内外を算してゐたことは、藩政時代に於ける農事獎勵の上に決して見逃すべからざることである。

斯くの如く専ら意を用ひられた農業であるから其の産物の數も少くないが其の内重なるものを挙げれば左の通りである

米、麥、菜種、綿、砂糖、生姜、蜜柑、茶等、

二、製織工業 當藩内に於けるものは、製織工業と云ふても主として綿布製織である、之れは決して甫めて岡部氏の時代になつてから起つたものではなく、其の起源は遠く／＼今を去る壹千九百年程以前人皇十一代垂仁天皇の御代現今信達村で菟砥川の上流に倭文部を置いて五十瓊敷命をして機織の事を司らしめられたる(日本書記)に始まる、要するに吾が岸和田藩領内は我が國機業の嚆矢をなしたる歴史的緣因を持つてゐるに加へて其の後機業知識や織工が傳來して盛んに營まれた、大和(大和國朝津間の腋上に秦民歸化、應神帝の世から)、攝津(仁德帝の宇猪名の地に機殿を建つ)河内(雄略帝の世百濟の織女は桃原今の錦部村に漢織工住吉に來つて織る)國の地に隣接してゐた關係上、自然と傳波獎勵されて夙に和泉木綿の名は河内木綿と共に知られてゐた程であるから、岡部氏時代の岸和田藩領内にも勿論自給自足的に農事の手隙時或は婦人の内職として手紡手織してゐ

た者が少なくなかつた、殊に泰平打ち續き民心の安定に伴ふて次第に奢侈の風をなし、自然各種工藝美術も進歩著しかつた徳川時代は、内地移出入の事は云ふまでもなく海外輸出入(尤も輸入が大部分であつた)の道迄も益々盛んに開發され、溯つて豊臣時代の末期(慶長の頃)に堺に唐糸を輸入し來り、それより少しく以前(天正の頃?)には南蠻人が棉種を傳來して(淡路島にと云ふ)以來日に其の栽培の傳播増加と共に一層紡織の隆盛を辿りつゝあつた、堺を中心とする一帯や河内淡路の地方と相接觸し相往來するの機會最も多い吾が岸和田藩内は勢、紡織の副業を盛んならしめずには置かなかつた

藩も亦一方に棉花の栽培を獎勵しつゝ、木綿織の副業を勧めた、此れ等の事實は、年貢米の代りに其の四分の一を綿布を以て納入せしめた云ふを見ても窺知するに足ると想ふ、又商工誌にも次の如うな記事が見えてゐる

天明年中和泉國日根郡樽井村に大津新と稱するものあり(一説に寛延三年和泉國樽井村に小路新平とあり)紀州より傳へて紋羽の織製を始め其の後天保年中に至り大に進歩して盛に織出すに及び紋封講と稱する者を設立して岸和田藩の保護を受け恰も同地專賣的事業の如き狀をなし、今に同地の特産たり、云々

と是れ又其の保護獎勵狀態の一端を語るものである、

抑も當藩内に於ける製織工業の沿革發達史は(其他工業の沿革發達も多少の基因關聯を持たぬではないけれども)岸和田發達史上最も重要な位置を占めるもので後世明治大正の世に至つて其の城下たる所謂岸和田なる輪廓内に眼醒しい發展を招來した主大原因の起源をなすものである、されば斯くの如き關係のある以上是等に屬する古記録史料は多少考史的に取扱つて置きたいと思ふ、

想ふに徳川時代に於ける木綿の需要は寛文年間以後から次第に其の多きを加へて來た、之れを吾が岸和田藩で觀るならば最乗公行隆時代以降である、當時農家は副業的に各自糸を紡ぎつゝ、製織したものを木綿商人が毎日各地村落を巡回して之れ等製品を買ひ集め更に他の地方に移出賣却を行つたものである、然して當時其の中心市場は堺であつた、

降つて元祿享保年間―藩侯は雲祥公長泰から峻徳公長敬、十輪公長著の時代―の頃に至つては各地方の位置狀況等によつてそれ／＼產地區域が構成され、以上の如き木綿商人(仲買人)は各區域に因り大體に極り切つた人數の買出し商人がそれ／＼一團となり(他の商人の侵入を防止する意味?)組と稱するものを設け、堺宿院町或は甲斐町等の木綿問屋との間に立つて専ら仲買取引を行ひつゝ、圓覺公長住の寶曆の頃からは益々盛んに一方製品も大に發達進歩し品質の良否精粗を區別するに產地の名を

呼んで賣買取引したのも此の時代からであるといふ、
今當時藩領内に設けられてゐた組の名稱を舉ぐれば

南郡の部

山直組、 岸組

日根郡の部

佐野組、 熊取組、 近義庄組、 日根野組、

上ノ郷組、 中通組、 吉見組、

等の九組で之れ等が更に南山公の時代文化文政から天保の頃にかけては堺を中繼とせず大阪の市場に直接（大阪の仲買人も侵入して來たのかも知れない）取引を開始する者が少なくなくなつた、斯く盛況に向つた折しも、南山公長愼から源量公長和を経て要玄公長發（長職子の父君）の嘉永安政年間俄然外國船の渡來に遭遇し爲めに久しきに渉る泰平の夢は一時醒され、風靡せる驕奢の習は吹き拂はれて自然綿布の需要に至大の影響を及ぼし急劇に木綿の市價を下落せしめ、延いて製織工業に一大頓挫を來さしめ將に廢せんとするの境迄至つたのであつたが辛うじて持續せる者は聽て明治維新に際會して爾後原系を得るの自由と販路の上の便利とを得て又一段隆盛を致し一帯も亦、復活から開拓伸展へと進み、岸和田城下の如きは、これが生産及び集散の中心をなし遂に今日の如き盛大なる工業都市を出現するに至つたのである。

◎安政元年要玄公二十一歳、九月俄羅艦岸和田近海に來る、兵員を出して海濱に備させらる（世徳私纂）

◎爾後、安政年中外國船の渡來するや人心穩ならず一般の趨勢に伴ひて木綿の市價大いに下落し機業將に廢せんとするに至りしが漸くその事なくして維新に際會するを得たり（商工誌）

◎寛文年間（今を去ること二百四五十年前）和泉木綿の丈尺二丈六尺を以て一端と定め隣國河内木綿と相對して盛に製織したりとの記録あり當時の織機は下機と稱し長一間高四尺の物を用ひ産額は維新前後にて約百萬端を算せり、材料は維新以前は郡内にて棉花を栽培して手紡となせしが明治三年堺戎島紡績所の製系を用ひ次で孟買より輸入する唐糸と手紡糸とを混用し之を半唐と名付けり云々（泉南記要又商工誌にも此の意味見えたり）

以上は、當地方中主要工業なるを以て製織工業のみを述べたのであるが此外別して産額多きにあられども、一般を通じての工業種名を舉ぐれば左の如くである、

木綿布、紋羽布、鬢鏡、酒造、製油、櫛、瓦、等

三、漁業と海軍備。岸和田藩領内に於ける漁業の沿革を説かんとせば、起源に溯つて茅渚海のそれをさぐらねばならない、從つて和泉國に屬する此の茅渚海と攝津國に屬する灘波海とを抱含する大阪灣に及ばねばならぬことでもあるから、多くは編を

替へて漁業組合の記事(事務所を岸和田市内に置いてゐる岸和田市漁業組合、和泉水産組合、大阪府水産組合聯合會)に併せて採録することゝしこゝには岡部岸和田藩政當時に於ける漁業狀態其ものゝ概略とそれに變つた見解として當藩海軍備との關係のみを收めることにした

當時の漁撈は大體に於て沿岸漁業(磯漁)と沖合漁業(沖漁)との二と見ることが出来る沿岸漁は各浦それ〴〵の地先を以て漁業境界し互に之を侵すことなく其の範圍内で其の地漁夫等が漁に従事したもので、沖合漁は古來から限界なく何處の何に藩の沖合でも自由に出掛けて漁獲の出來たものであつた、(所謂入會漁なり)右は沖漁と云ふも其の程度は左まで遠く出掛けるのではなかつたらしい、更に管外遠く出稼ぎするを特に出漁と云ふてゐたのを以ても略々想像するに難くない、

當時所謂出漁は當藩内の及泉州一帶の漁夫に多かつたことは殊に當藩に關係深い次の記事を見てもわかる、

出漁 漁夫の管外に出稼するもの多きは、泉州にして何れの頃より出漁せしものなるかは、知るべからずと雖も徳川幕府時代以前より行はれたるものゝ如し、其の紀州海に出漁するに至りしは永祿年中に在り、同年中岸和田藩主三好豊前守義賢が幕命を受け、外國船見張番として、漁船二艘を徴發し、之に漁夫八名を乗せて、紀州日高日の岬附近に派遣せしに胚

胎せり、次いで寛永十七年岡部美濃守宣勝の代に至るまで岸和田藩主は四回交迭ありしも、見張番として漁夫を出張せしむる事は以然變更なく、而して見張番が無聊に苦しみ消閑の業として手繰網を投じたるに、意外に收穫あるに及びて茲に出漁の事業起れり、

其後漁民は藩に請願して出漁の許を得且つ藩より其の出漁者に米穀を貸與して、暗に獎勵保護を與へき、故に出漁の時節に至れば出漁者を招集して注意方を示達せしと云ふ、當時は専ら手繰網のみを用ひたれども、安政の頃、岸和田濱の漁民打瀬網を案出し、維新の頃には手繰網と打瀬網とを交へて使用せしに打瀬網が漁獲の利は遙かに手繰網の上に在るを以て云々(漁業誌)

と右の記事に依つて見れば所謂出漁は出先海の所屬藩には制限なきも漁夫其の者の居住藩の許可を得ねばならなかつたものと見える、尙右に依つて我が岸和田藩がこれ等出漁者を保護獎勵した事をも知り得るのであるが、想ふに以上の如き保護獎勵は、唯單に漁業の發達や漁獲增收の爲めのそれではなく、紀州藩に對する我岡部岸和田藩の關係立場からの(轉封の理由参照)偵察的意味の獎勵保護ではなかつたらうか……とも考へて置きたい、それには二つの推考材料がある其の一は當時岸和田藩領沿海にあつては、苦しい藩の財政を割いて迄も獎勵費を支出する

程、そこ迄、魚族の減退拂底を感じてはゐなかつた事と、一は岸和田藩領内の漁夫並に其の他の船乗は一旦事ある時は直ちに水兵たり、其の漁船其の他の荷船は亦これ即ち徴發されて軍船たるの立場に置かれた事は可堅公の轉封入城以來の藩の方針であり腹案であつたからである、此の邊の消息は前項藩の施政方針の見出しの下に採録して置いた御巡見使への來藩に際して豫め準備として庄屋其の他に示達した仰渡書中の、一、御船數八九船計も可有御座旨申上可事一、御水主之儀人數餘程御座候尤人數多御用の節は浦水主之者へ御扶持被下御遣被成候様に及承と可申上事とあるを見ても大略窺知することが出來ると想ふ、當時實際に藩の常備船としては可驚僅かに二艘に過ぎなかつた。然るに我が藩として備へ置くべき制規の船數は九百二十艘であるに對して常備船は無かつたと云ふも過言でない、要するに事あり必要に應じては總て民間から漁船其他の船舶を徴發してこれに充てる方針であつた、彼是綜合してこゝに考察を廻らす時間部岸和田藩の漁業其他船舶の保護獎勵と其の海軍備との間に深き連鎖關係の存在してゐた事を想はざるを得ないのである

●漁場の概況と淡水漁鳥保護 Ⅱ 領内に漁場は九ヶ所あつたこれを漁業誌に徴すればその概況は次の如くである。

一、春木浦(掃守郷に屬す)漁類富裕にして鰈、牡蠣、鰯最も名あり

二、岸和田浦(城下濱一帯)往時より一の市街をなして要津たり漁業最も盛にして若葉魚、鰻、海鰻、海雲、鰕等其名古來高し、其他蠣、鳥賊、狗母魚、比賣知、鰻、鯛、大刀魚等亦多し

三、津田浦(麻生莊に屬す)夙に花鹽海雲を以て名あり、魚族種類岸和田浦に同じ

四、脇濱浦(近義郷に屬す)漁業盛にして鰯に名あり

五、鶴原浦(中通莊)紀州街道章魚茶屋の名今に存するを以て鰯の名産地たるを知るべし

六、佐野浦(中通莊に屬す)海岸一帯を稱して筥浦崎と云ふ、古は松林繁茂し極めて風致に富み、且つ魚族の來集遊棲するに至便を與へしが如し、足利時代此地既に盛なりしは、三條西實隆卿の紀行によりて明かなり、(後年に至り漸次松林を伐採し今纔に其名殘を存せるに過ぎず隨ひて魚族の來集また舊に及はずと云ふ、但し漁獲甚だ多く鰯、鰈、大刀魚、鰯、鰻、鰈、鳥賊、蛤、鰕等云々 Ⅱ 泉南記要 Ⅱ)

七、嘉祥寺浦(中通莊内)嘉祥寺村吉見村の漁浦最も古く佐野浦と共に鰕の收穫多し

八、岡田浦(信達莊に屬す)海邊は上古の雄水門にして魚類に富めり

九、樽井浦(信達莊内)古より開漁業盛なり(されど現今は漁業

に従事する者甚だ少し)

以上九浦に屬する當藩政時代の漁船其他船舶の數並に浦役銀高は前項當藩の財政中に採録して置いた御物成(歳入)を参照。尙右の漁獲物中から貢贄或は贈進せしものに之れも漁業誌に據つて見れば次の如くである

(古きに溯つて見れば)延喜式に定められし和泉國よりの貢贄及び醍醐天皇の時定められしものを舉ぐれば

鯛、鰯、宮内膳貢贄

の二種にして岸和田藩より徳川幕府へ贈進せしものは左の八種とす

飯鮪粕漬二月、干鰯六月、鰯鹽引正月

魴鮪粕漬八月、干鰯三月、鯛 鮓四月

生干甘鯛十二月、鰯 十月、

とあるも、これを泉南紀要に據つて見れば

鰯鹽引陰曆正月、飯鮪粕漬二月

干 鰯 二種三月、鯛 鮓四月、

和泉鮓

干 鰯 六月、魴鮪粕漬八月、

鰯 十月、生干甘鯛十二月、

の九種となつてある、更に岸和田藩志に見えてゐるものは

正月 鰯鹽引、二月 飯鮪粕漬、

三月 干鰯、

四月 鰯、

五月 海雲、

六月 干鰯、

八月 魴鮪粕漬、

十月 鰯鰯、

十二月 生干甘鯛、

と右の如く多少の相違ある處を以て觀れば長い間の時代によつては幾分の變遷があつたものと思はれるが要するに是等各種の贈進物は當藩内に於ける特産物で海産物中の代表と見ることが出来る、

次に淡水方面に於ける領内魚鳥の繁殖の爲めに鮎留川、鴨留池等と稱して或池川に於ては殺生を禁じたものである、即ち是等の池川には次の如うな保護令(高札)が掲出された事が古今重寶記に見えてゐる、

鮎留川鴨留之事(古今重寶記)

一水間村、是より加治村迄之川筋殺生堅令停止者也、

一澤村、是より水間迄の川筋(同斷)

一上之郷村、是より大木村迄(同斷)

一大木村、是より上之郷村迄(同斷)

一津田川、車小屋の上瀧壺の下是より上川筋殺生堅令停止者也

一鴨留池、太田、柳田、今池、加茂田(同斷)

とある、斯くの如く魚族の保護策を講じたことは單に池川方面だけではなかつた、各浦の漁撈に對して亂獲を禁する手段とし

て漁網に種々と制限を加へ領内漁場に於て使用する網を三十三統に制限した如き是れである。

●備考「一」雜魚漕網に付いて、Ⅱは維新前より使用するものなりしも總べて沖漁にして沿岸に近づくことなかりし故、其數も隨ひて少なし、使用を始めし年代は今詳ならずと雖も備前の漁夫泉州沖に來りて使用せしを堺浦の漁民之に倣ひしに始まり、文政の頃、堺浦に漁漕網株五株ありて高仙といふもの所持して近海を漁せしが、後岸和田濱の者に銀二貫目にて譲り渡し、次いで岸和田附近に漕網を使用するもの増加せり

(漁業誌)

●備考「二」各浦々は漁場であると同時に一面商港であつたことは、各浦それ／＼の所屬船中には漁船のみならず其の他の船舶が少なくなかつたのを見ても明かである、當時領内の總船數は時に多少の増減はあつたらうけれどもこれを古今重寶記に徴すれば九百六十四艘、又岸和田藩志によつて見れば九百五十四艘と數へられる、此の内商船とも觀るべき普通運搬船舶は前者によれば三百二十四艘、後者によれば三百四十三艘の多きに上つてゐる、何れに據つて見るも是等多くの商船の出入する浦々は當時一つの商港と見て差支ない、中にも其の多數を占めてゐる佐野浦や岸和田浦等は戸數も相當經つた一劃の商業地區をなしてゐた、殊に佐野浦の如きは最も盛んで其の

頃諸藩の用達を勤めた大富豪食野兩家並に唐金家の如き豪商があつて、商業及經濟の中心をなし大阪其の他との取引も盛んに行はれ之れ等は優に大阪商人をも凌駕してゐた程であつた。